

保育部会 常任委員会

日時：令和 7 年 2 月 4 日（火）午後 3 時 00 分～5 時 00 分

会場：大阪府社会福祉会館 4 階 401 会議室

- ・ 部会長挨拶
- ・ 令和 7 年度「キッズガード（こども総合保険）」普及拡大のお願い…別紙

《協議題》

1. 大阪府からの報告について
集団給食施設（保育施設）の監視指導について …資料 1
2. 中央情勢について …全保協ニュース No. 27～32
3. 令和 6 年度 保育部会新任職員研修会について …資料 2
4. 令和 7 年度 保育部会総会について
日時：令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 2 時開始予定（終了後、懇親会）
会場：ホテルモントレグラスミア大阪
記念講演：日吉 輝幸 氏（社会福祉法人穴水福祉会 平和こども園 園長）
5. 調査研究委員会からの報告 …資料 3
6. 地域貢献事業推進委員会からの報告
7. 大阪府保育士会からの報告

8. 各市・ブロックからの報告

北摂ブロック	
豊中市	
高槻市	
北大阪ブロック	
枚方市	
寝屋川市	
東大阪市	
八尾市	
南大阪ブロック	
堺ブロック	
泉州ブロック	
大阪市	

9. その他

- ・令和7年4月常任委員会 令和7年4月22日（火）／社会福祉会館 401
- ・閉会挨拶

（常任委員会進行輪番表）

今回	次回				
北摂	泉州	堺	河内	南大阪	北大阪

次回常任委員会 令和7年3月4日（火）午後3時～5時
大阪府社会福祉会館 3階 301会議室

大社福施発第 662 号

令和 7 年 1 月 24 日

保育部会会員施設長 様

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

保育部会長 森田 信司

(公 印 略)

令和 7 年度『キッズガード』『小学生のためのキッズガード』の普及拡大のお願い
(新制度)

拝啓 寒冷の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、掲題でございます『キッズガード（園児総合保障制度）』につきましては、皆様のご協力により多くの保護者様にご採用いただいております。次年度は同制度に加え、新たに卒園児（新 1 年生）を対象とした『小学生のためのキッズガード』の募集を開始いたします。

敬具

本年度の主な特徴

【制度共通】

- 掛金は、保護者ご指定口座から自動振替となるため貴施設で掛金を集金して頂く必要はございません。
- A I G 損害保険独自の制度である「簡単支払特急便」は、電話・インターネットで給付金請求ができ、10 万円以下の請求に対応ができ保険金請求時の煩わしさも軽減され、大変ご好評頂いております。

【キッズガード】

- 一度ご加入頂いた園児様につきましては、保護者からの申し出がない限り卒園まで自動的に継続される仕組みとなっているため、翌年以降新たにお申込みを頂く必要はございません。

【小学生のためのキッズガード】

- 今年度より募集開始の「小学生のためのキッズガード」は在園児制度と同じ割引率による保険料で「キッズガード」への加入の有無を問わずご加入頂くことができ、小学校卒業まで自動継続される大変有利な制度です。

在園児キッズガードは「**白い封筒**」、小学生キッズガードは「**黄色の封筒**」と見分け易く、また、小学生キッズガードは申込書の回収の必要がありません。

つきましては各施設様におかれましても在園、卒園の保護者への優良な情報提供を目的として、是非ともご採用いただきたく、ご協力くださいます様お願い申し上げます。

添付) 令和 7 年度全国私立保育連盟のキッズガードパンフレット（白い封筒）

令和 7 年度全国私立保育連盟の小学生の為のキッズガードパンフレット（黄色い封筒）

記

名 称	キッズガード	小学生のためのキッズガード
契約団体	(公社) 全国私立保育連盟	
加入申込者	2025 年度在園児保護者	2024 年度卒園児保護者
補償内容	別添パンフレット参照	
掛 金 (保護者負担)	9,000 円・8,000 円・7,000 円	12,000 円・9,000 円・8,000 円・7,000 円

(園に掛金を持って来て頂く必要はありません)

- ・スケジュール (2025 年度より開始の web 加入によりお申込みの場合は書類のご提出は不要です。)



・事 故 後 の 処 理

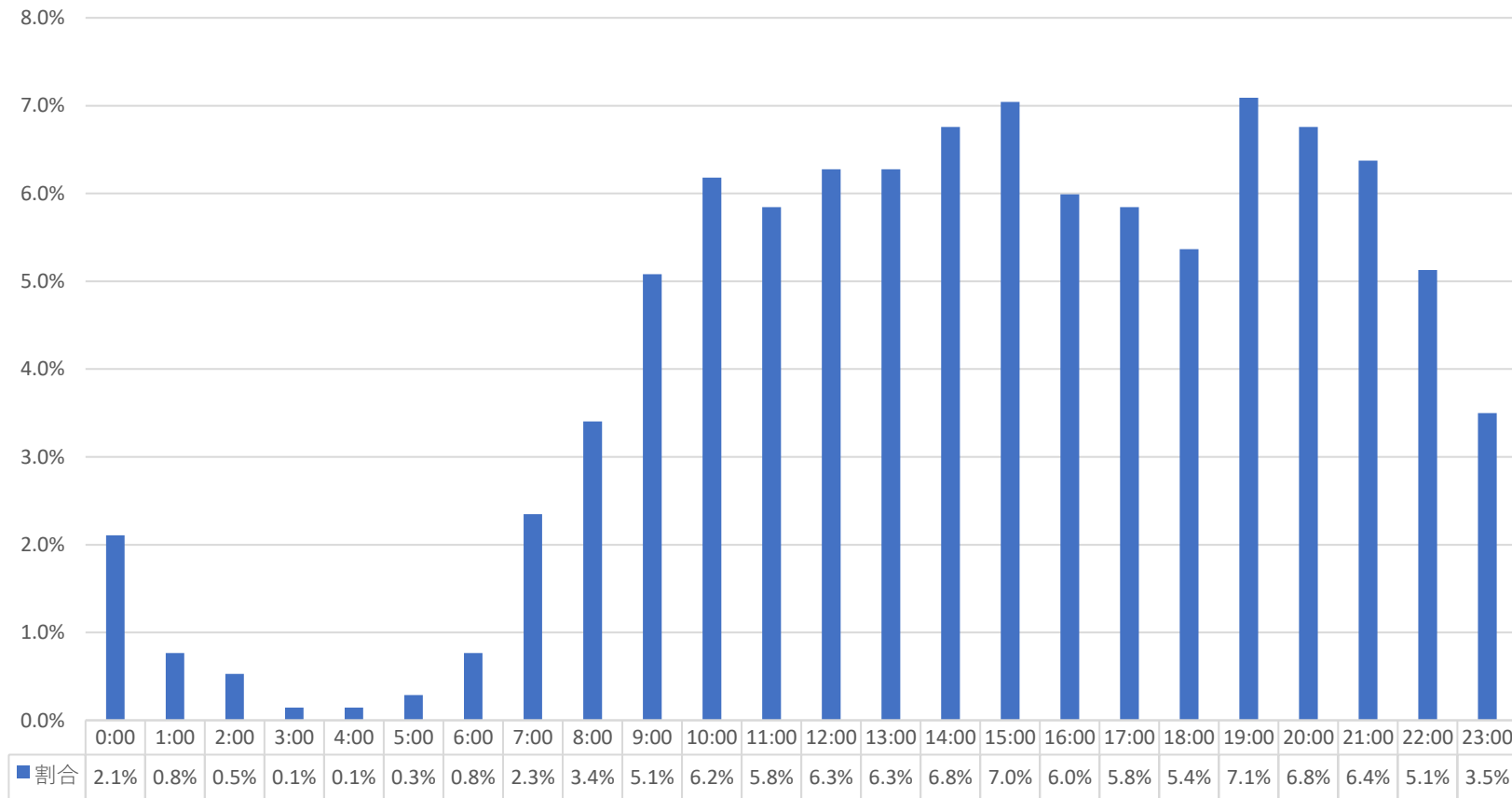
契約した園児の事故処理については、A I G 損害保険株式会社が直接処理し、
各施設様へご迷惑をおかけしないことは確認いたしております。

・お問合せ先

A I G 損害保険株式会社 大阪プロチャネル営業部
園児総合保障制度取扱代理店 株式会社島本保険事務所
TEL 06 (6252) 4520 (代表)

以上

デジタル保険金請求のアクセス時間帯



17:00～23:00 40.1%

お子さまの成長を24時間安心して見守るために

キッズガード[®]

『園児総合保障制度』ご加入のおすすめ
(こども総合保険)



オンラインの
お申込みは
こちら



約50%割引

保育園が窓口の団体加入なので、
団体割引(30%)、損害率による
割引(25%)が適用されています。

※加入者50,000名以上の割引率

簡単な請求手続き

ケガによる入院・通院は
Webでの事故報告でスピーディーに
保険金をお支払いします。

※利用条件は、3ページをご覧ください。

示談交渉サービス

日本国内で賠償事故の加害者と
なってしまった場合、示談交渉
サービスがご利用になれます。

※詳細は補償概要をご覧ください。

大阪府社会福祉協議会保育部会
(一社) 大阪市私立保育連盟
(公社) 全国私立保育連盟

引受保険会社

AIG損害保険株式会社

申込締切日

2025年3月31日(月)

申込締切日を過ぎてもご加入いただけます。

補償期間
(保険期間)

2025年4月1日(午前0時)～2026年4月1日(午後4時)

締切日後にご加入の場合、補償開始日が遅れます。

口座振替日

2025年6月27日(金)

自動更新

掛金は口座振替で、卒園まで自動更新となります。
すでにご加入済みの方は、お申込み不要です。

園児とご家族の損害賠償責任補償

示談交渉
サービス付き

①個人賠償責任補償

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。
受託品賠償は時価額を限度に補償します。



母親が園児を送迎中、
自転車で停車中の車に
キズをつけてしまった。

お支払金額

195,000円



園児の投げた石が、駐車してあった他人の車にあたり、
キズをつけてしまった。

お支払金額

377,000円

※示談交渉サービスは日本国内で発生した事故の場合にご利用になります。

※園の管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中(運転、ドアの開け閉め等を含みます。)やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。

※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

扶養者が事故にあった場合の補償

②保育補償(育英費用)

扶養者がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

※お子さまの生計を支えている方で、加入依頼書の扶養者欄に記載された方が補償対象となります。



父親が通勤時に車にはねられ、
死亡してしまった。

お支払金額 Tプランの場合

2,000,000円

園児をとりまく様々なリスク

③傷害補償

保育中、通園途中の事故だけでなく、交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。

※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。



入院・通院は
1日目から補償

⑨こども搜索費用補償

(Tプラン)

お子さまが行方不明となり、搜索願提出後180日以内にその搜索のために親権者などが負担した費用を補償します。

※身代金などは補償の対象になりません。



⑩被害事故補償

(Tプラン)

お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

④病気死亡見舞金(葬祭費用)

お子さまが補償期間中に病気を発病し、補償期間中または発病から180日以内に亡くなった場合に、実際に負担した葬祭費用を補償します。

※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては補償の対象となりません。



⑤特定感染症補償

お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症(一類～三類感染症等)(注)を発病した場合に補償します。補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。
(注)「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

⑥細菌性食中毒補償

お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。



⑦熱中症危険補償

(Tプラン・Aプラン)

お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。

※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。



地震で
ケガをした!



⑧地震・噴火・津波危険補償

(Tプラン・Aプラン)

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。

※補償される項目については4ページの★マークのついている補償項目になります。

ケガ

犯罪に
巻き込まれた

地震や
津波による
ケガ

日射病・
熱射病

0-157等

病気

園児を
24時間
補償

プランによってセットされている補償が異なります。補償される項目については4ページでご確認ください。

動画から
確認できます



全国団体の割引適用で、手頃な掛金で大きな補償

月額換算
750円

補償金額と掛金
(保険金額) (1年分)

Tプラン
9,000円
(一時払)

Aプラン
8,000円
(一時払)

Bプラン
7,000円
(一時払)

割引適用前の年間掛金

16,920円

14,990円

13,310円

① 個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額)		2億円	1億円	1億円
② 保育補償(育英費用)★ (一時金)		200万円	150万円	150万円
③ 傷害補償	入院保険金日額★ (180日限度)	3,000円	3,000円	2,700円
	手術保険金 (1事故あたり1回)★ 手術の際の入院の有無によって 上記の入院保険金(日額)の	入院中:10倍 入院中以外:5倍	入院中:10倍 入院中以外:5倍	入院中:10倍 入院中以外:5倍
	通院保険金日額★ (90日限度)	1,500円	1,500円	1,400円
	死亡保険金★	244.9万円	200.7万円	200.8万円
	後遺障害保険金★ (障害の程度によって)	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%	死亡保険金の4~100%
④ 病気死亡見舞金(葬祭費用)★ (支払限度額)		100万円	100万円	100万円
⑤ 特定感染症 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○
⑥ 細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○
⑦ 熱中症危険補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	—
⑧ 地震・噴火・津波危険補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	—
⑨ こども搜索費用補償 (保険年度あたり支払限度額)		300万円	—	—
⑩ 被害事故補償 (1事故あたり支払限度額)		2,000万円	—	—

※ 各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償される項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「○」と記載されている場合は補償対象となります。

※ 上記掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者50,000名以上の場合の割引を適用したものです。

※ 割引適用前の年間掛金は、団体割引等が適用されない場合の掛金です。

※ 加入できる方は、公益社団法人全国私立保育連盟の賛助会員のお子さまで、かつ、全私保連会員施設もしくは認可保育園、認定こども園に通園されるお子さまとなります。

※ 掛金には公益社団法人全国私立保育連盟の賛助会費1,100円が含まれています。(賛助会費は、当団体の子育て支援活動に活用しています。)

重要

補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)は下記から必ずご確認ください。

補償概要

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo>



重要事項説明書

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/jusetsu>

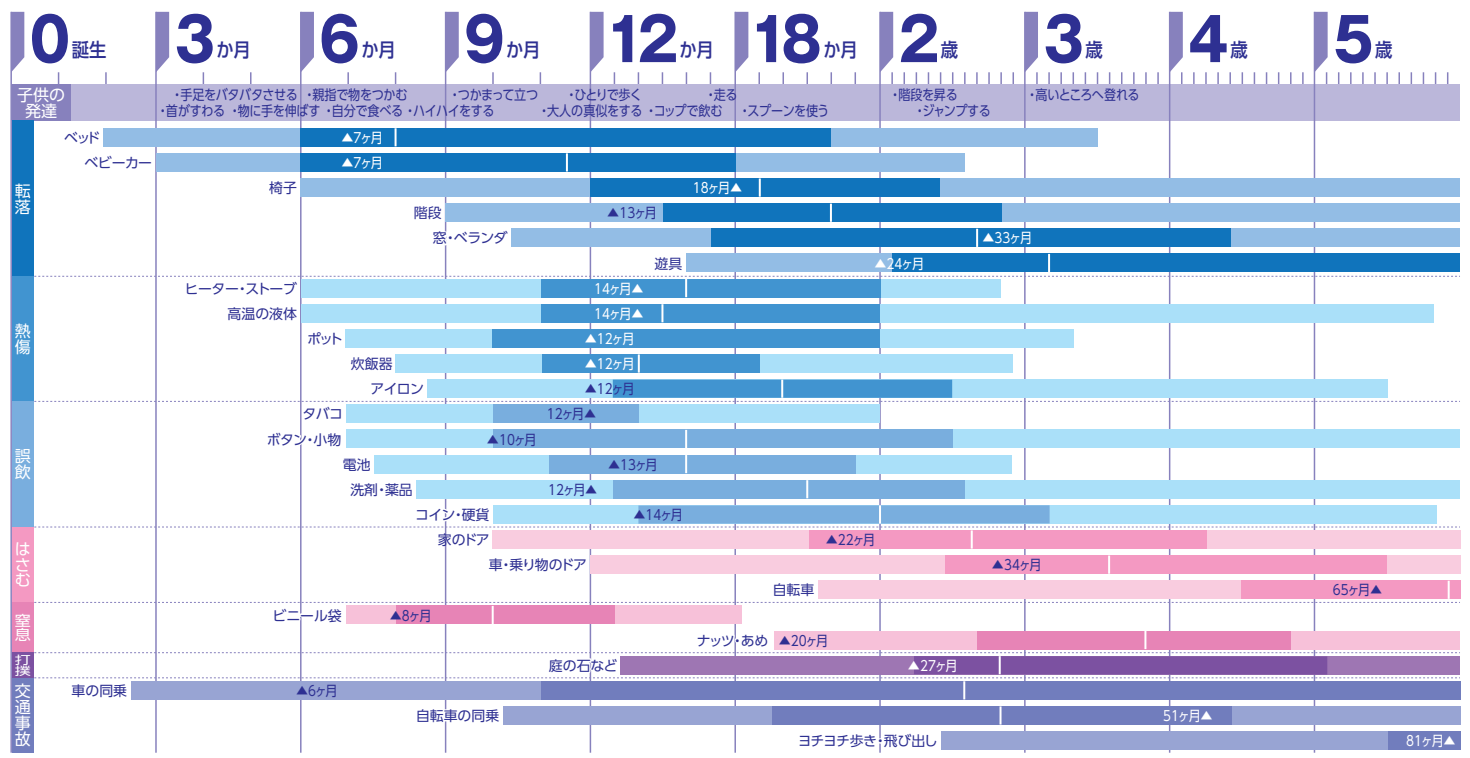


補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。また、約款はこちらからご確認ください。(https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo)
※ 書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

SB-202401

ご加入いただく皆様へ
補償概要および重要事項説明書(「契約概要」・「注意喚起情報」など)には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。
特に、皆様にとって不利益な情報(「保険金をお支払いできない主な場合」など)が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

乳幼児の発達と事故



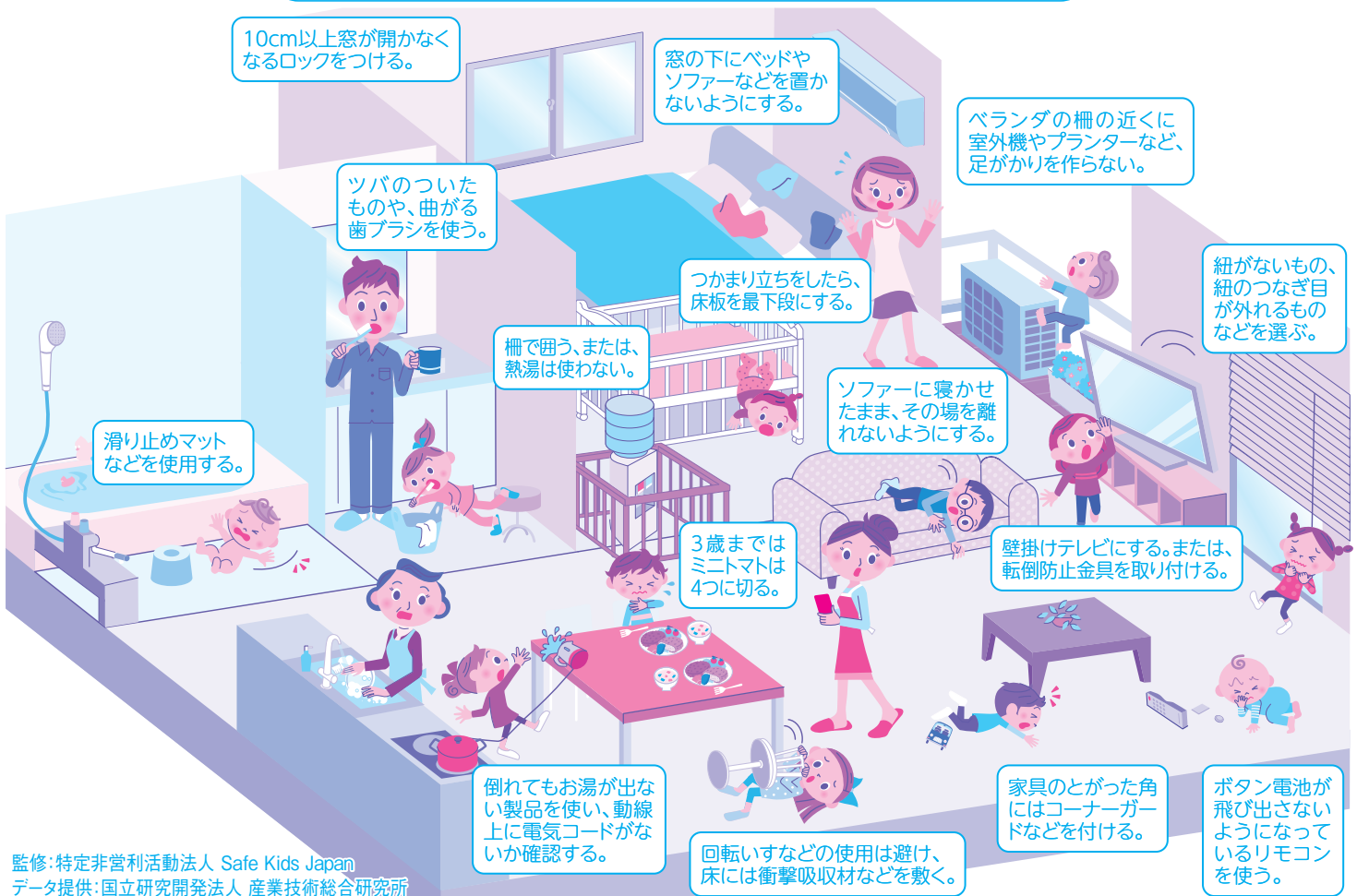
乳幼児の年月齢と事故の種類をもとに、関連する製品との関係を示したものです。家庭内における事故防止にお役立てください。

監修：特定非営利活動法人 Safe Kids Japan

データ提供：国立研究開発法人 産業技術総合研究所 子どもの事故の詳細なデータは、「子どものからだ図鑑」（ワークスコーポレーション社）に記載されています。



家庭内における乳幼児の事故防止



監修：特定非営利活動法人 Safe Kids Japan

データ提供：国立研究開発法人 産業技術総合研究所

2023年度のお支払い状況

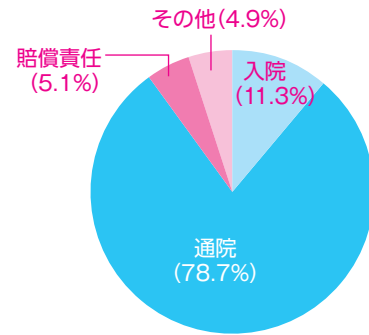
全国6,204件の保険金支払いのうち、お子さまのケガによる入通院が約9割を占めています。

支払件数

- ・死亡・後遺障害……………7件
- ・入院……………700件
- ・通院……………4,884件
- ・賠償責任……………317件
- ・その他……………296件

合計……………6,204件

支払件数割合



お支払い事例

①賠償責任補償

- ・園児が母の実家の会社従業員所有の自動車に石でキズをつけた。
- ・園児の母が自転車に搭乗し、自動車の横をすり抜けた際にボディなどにキズをつけた。

お支払金額 **1,343,958円**

お支払金額 **517,000円**

②傷害補償

- ・園児が椅子の隙間に足を入れ、足に負担がかかり骨折した。
- ・園児が机から落下し、壁に激突。目の横を切った。
- ・園児の家族が運転する自動車で事故。頭部を打撲した。

お支払金額 **334,400円**

お支払金額 **317,760円**

お支払金額 **207,000円**

※ご加入のプランによって実際のお支払金額は異なります。

デジタル保険金請求

もしもの時は、スマートフォンやパソコンから簡単に保険金を請求できます。

24時間365日
オンラインで受付

面倒な書類の郵送は不要

ケガで通院した…



●ケガの治療が
終了したら

Webにアクセスし、
必要事項を入力



●加入者証をお手元
にご用意ください。

受付完了通知を
メールで受信



●必要書類がある場合は
メールでご案内します。

ご指定の口座へ
保険金を
お支払いします



※デジタル保険金請求は、お子さまのケガによる入院・通院が対象です。利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。
※ご利用にあたっては、所定の条件があります。詳細は、加入者証でご確認いただくか、引受保険会社までお問い合わせください。
※E-mailを@aig.co.jpから送信いたします。ドメインを制限している場合は事前にご確認ください。

簡単支払特急便

ケガによる入院・通院で10万円以下なら、お電話一本でスピーディーに保険金をお支払いします。

子どもが、スベリ台から
落ちてケガをしました。
病院に5日間通院したの
ですが……



ハイ、AIG損保です。
Tプランにご加入ですので
通院保険金7,500円を
お振り込みいたします。



こんなに簡単に
保険金がもらえるなんて
「簡単支払特急便」って、
便利だわ～



- 利用条件**
- ケガによる入院・通院で10万円以下のご請求であること
 - 事故日から3ヶ月以内かつ治療終了していること
 - おケガされた状況とおケガされた体の部位・状態、治療内容に整合性があること
 - 保険料引き落とし口座へ保険金支払いが可能な契約であること
 - 報告者が被保険者本人(被保険者が未成年の場合はご両親のいずれか)で、お電話でご本人確認ができること
 - 通話内容を録音することをご了解いただけること
- ※ご利用方法と受付電話番号は、後日送付する加入者証でご案内します。
※年間を通じて4回目以降のご請求は、書類による手続となります。

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

加入者サービス

病気の予防や早期発見、日常生活で役立つサービスをご用意しています。

①健康相談サービス

- 対 象** ご加入のお子さまとご家族
- ご相談例**
- 体調がすぐれないが、どの診療科を受診すべきか相談したい。
 - ケガの応急手当、どうしたらいいの？



(1)ハロー健康相談24

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師、ケアマネジャーなど)がお電話でアドバイスします。

(2)専門医による電話相談(予約制)

各分野の専門医に相談できます。診断書や検査データなどの提出は不要ですので、お気軽にお申し込みください。(所定の予約受付時間内に事前申し込みが必要です。)

予約受付時間 月～土曜日 9:00～22:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く)
※予約制/相談時間:約15分間

③セカンドオピニオンアレンジサービス

- 対 象** ご加入のお子さまとご家族
- 受付時間** 月～土曜日 9:00～18:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)
- ご相談例**
- 他の治療法はないのか、相談したい。
 - 自分の病気に精通した専門医の情報を知りたい。



(1)セカンドオピニオンの手配

各疾患領域で専門的治療に取り組む医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※1)による面談またはオンラインでのセカンドオピニオンを手配します。

(2)専門医療機関への受診手配

通院先では対応できない専門的治療が必要と主治医に言われた時、対応できる医療機関を探し、受診手配します。(未治療※2の疾患に限られます。)

(3)「ドクターが薦める専門医」の情報提供

相談スタッフが病名やご希望地域等をお聞きした上で、適切な専門医※3のプロフィール情報をご提供します。

- ※1 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとして、ティーベック(株)の医師ネットワークである「ドクターオポドクターズネットワーク®」に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。
- ※2 原則、何らかの治療が開始されている場合には対象となりません。
- ※3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師で構成されティーベック(株)が運営する評議員会において推薦・選考された専門医。

※受付電話番号は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

②弁護士相談サービス

経験豊富な弁護士が身近に存在する法律相談をお受けします。

- 対 象** ご加入のお子さまと保護者
- 受付時間** 月～金曜日 10:00～17:00
(土・日・祝日、弁護士事務所休業日を除く)
※Web、FAXでのご相談は24時間・年中無休で受け付けています。
- ご相談例**
- 相続で揉めないようにするためには？
 - 子どもの監護権と親権の違いは？



④メンタルケアカウンセリングサービス

心理カウンセラーによる面談カウンセリングを年間3回まで提供します。

- 対 象** ご加入のお子さまと保護者
- 受付時間** 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)
- ご相談例**
- 理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
 - ゆううつで気分がすぐれない。

専門家による面談

完全予約制で、心理カウンセラーによる面談カウンセリングを実施します。



医療機関のご案内

カウンセリング後、必要に応じて医療機関をご案内します。



※保護者の方のカウンセリングについては、ご加入のお子さまの子育てによるものに限ります。

ご加入手続き

- 書面にてお申し込みの場合は、パンフレットに同封されている「加入依頼書」をご記入のうえ、封筒に入れてお申込み締切日までにお出ください。
- この保険以外の保険契約に「個人賠償責任補償」「育英費用補償」等がセットされている場合には、補償が重複する場合があります。その場合補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご確認ください。
- 締切日までにお申し込みいただいた場合、掛金をご指定の金融機関口座より振り替えさせていただきます。
- 加入者証は掛金の振替日の1～2週間前にお届けします。なお、加入者証到着前でも補償開始日より補償は開始されます。

●次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間中にこの制度の対象となる事故または病気にあわれた場合は、事故の日から30日以内にご報告ください。その後の手続きについてご案内します。インターネットによる事故受付も行なっています。詳しくはAIG損害保険(株)ホームページ(<https://www.aig.co.jp/sonpo>)をご覧ください。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容(住所・扶養者名など)に変更があったとき。特にお申し出がない限り、在園中ご契約は自動的に更新されます。
3. 幼稚園に転園された場合など構成員(会員)でなくなった場合、更新いただけず、脱退等の手続きが必要となるためご連絡ください。

●「キッズガード」は公益社団法人全国私立保育連盟「園児総合保障制度」のペットネームです。

●契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報をご当制度の引受保険会社に提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する保育園・施設等に提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書でご確認ください。

●引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。

●このパンフレットは園児総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。



取扱代理店・扱者

株式会社 島本保険事務所

TEL : 06-6252-4520

〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号大阪センタービル2F
HPアドレスはこちら <https://www.shj.co.jp/>

引受保険会社

学校契約センター

AIG損害保険株式会社
<https://www.aig.co.jp/sonpo>

TEL : 076-443-8740

(受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

お子さまの成長を24時間安心して見守るために

小学生のための

キッズガード[®]

『児童総合保障制度』ご加入のおすすめ
(こども総合保険)



オンラインの
お申込みはこちら

児童総合保障制度の3つの特長

約49%割引

団体割引(30%)、
損害率による割引(25%)が
適用されています。

※加入者50,000名以上の割引率

簡単な請求手続き

Webでの事故報告で
スピーディーに
保険金をお支払いします。

※利用条件は、3ページをご覧ください。

示談交渉サービス

日本国内で賠償事故の加害者と
なってしまった場合、示談交渉
サービスがご利用になれます。

※詳細は補償概要をご覧ください。

引受保険会社
AIG損害保険株式会社

申込締切日

2025年3月31日(月)

申込締切日を過ぎた場合ご加入いただけません。

補償期間
(保険期間)

2025年4月1日(午前0時)~2026年4月1日(午後4時)

口座振替日

2025年6月27日(金)

自動更新

掛金は**口座振替**で、小学校卒業まで**自動更新**となります。

必ずご確認ください

この『児童総合保障制度』に「保険の対象となる方(被保険者)」としてご加入いただける方は、「公益社団法人全国私立保育連盟(以下、全私保連)」の賛助会員である方のお子さまに限ります。全私保連の賛助会員は会員施設もしくは認可保育園、認定こども園を卒業予定の児童の保護者で、全私保連の活動に賛助いただける方です。そのため本保障制度の掛金には全私保連の賛助会費1,100円が含まれています。

こんな時、保障制度が役立ちます！

1 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付き

ご家族全員が対象

自転車事故でお子さまが加害者になってしまった場合や、誤って他人のものを壊してしまった、他人にケガをさせてしまった場合の**損害賠償**を補償します。

自転車事故で
相手に大ケガを
させてしまった…



自宅学習中に
学校貸与端末を
誤って落とし破損した



小学5年男子児童の自転車衝突で母親に約9,520万円の賠償命令（神戸地裁判決）

2 育英費用補償

お父さんが交通事故で**重度の後遺障害を負ってしまった…**

扶養者が万が一の事故で死亡や重度の後遺障害を負った際に、育英費用補償（一時金）全額をお支払いします。

1



2



3



3 傷害（ケガ）補償

学校生活だけでなく、塾や習い事など、**学校が休みの日も含めて24時間補償**します。

※医療費助成などによる、自己負担の有無に関わらず、お支払いの対象となります。

捻挫で
3日間通院した



10 携行品損害補償

携行する**身の回り品が壊れた時**の補償です。
（自転車など一部対象外の物があります。）

運動中、
ボールが当たって
メガネを壊した



12 病気の補償

※医療費助成などによる、自己負担の有無に関わらず、お支払いの対象となります。

お子さまの**急な病気**は、心配です。入院を伴うとさらに不安です。**お子さまが病気で、入院された場合**でも補償します。

1

子どもがひどく
お腹が痛むらしくて…



2

盲腸で10日間
入院してください。



3

病気補償つきプラン
だから助かったわ。



プランによって補償項目が異なります。詳しくはプラン表をご確認ください。

活動範囲が
広がる小学生

いざと
いう時に
安心です！

[P1プランの場合]



保険金支払い事例.1

自転車で帰宅途中、人とぶつかり重傷を負わせてしまった。

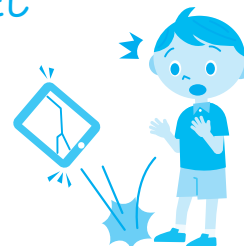


【個人賠償責任補償】

お支払金額 7,240,000円

保険金支払い事例.2

自宅学習中に学校貸与端末を誤って落とし破損した。



【個人賠償責任補償】

お支払金額 38,500円

保険金支払い事例.3

扶養者である父親が、交通事故で死亡した。



【育英費用補償】

お支払金額 200万円

保険金支払い事例.4

運動中、ボールが当たってメガネを壊した。



【携行品損害補償】

お支払金額 15,000円

保険金支払い事例.5

風邪が悪化し、肺炎で10日間入院。



【病気の補償】

お支払金額

●疾病入院医療保険金※
25,000円(2,500円×10日)

※医療費助成などによる、自己負担の有無に関わらず、お支払いの対象となります。

デジタル保険金請求

もしもの時は、スマートフォンやパソコンから簡単に保険金を請求できます。

24時間365日
オンラインで受付

面倒な書類の郵送は不要

ケガで通院した…



●ケガの治療が終了したら

Webにアクセスし、
必要事項を入力



●加入者証をお手元にご用意ください。

受付完了通知を
メールで受信



●必要書類がある場合はメールでご案内します。

ご指定の口座へ
保険金を
お支払いします



※デジタル保険金請求は、お子さまのケガによる入院・通院、病気による入院・手術、携行品損害が対象です。利用方法は後日送付する加入者証でご案内します。
※ご利用にあたっては、所定の条件があります。詳細は、加入者証でご確認いただくか、引受保険会社までお問い合わせください。
※E-mailを@aig.co.jpから送信いたします。ドメインを制限している場合は事前にご確認ください。

簡単支払特急便

お電話一本でスピーディーに保険金をお支払いします。

子どもが、鉄棒から落ちてケガをしました。病院に5日間通院したのですが……



ハイ、AIG損保です。P1プランにご加入ですので通院保険金10,000円をお振り込みいたします。



こんなに簡単に保険金がもらえるなんて「簡単支払特急便」って、便利だわ～



利用条件

- ケガによる入院・通院、病気による入院・手術で10万円以下のご請求であること
- おケガされた状況とおケガされた体の部位・状態、治療内容に整合性があること
- 保険料引き落とし口座へ保険金支払いが可能な契約であること
- 報告者が被保険者本人(被保険者が未成年の場合はご両親のいずれか)で、お電話でご本人確認ができること
- 通話内容を録音することをご了解いただけること
- 事故日から3ヶ月以内かつ治療終了していること

※ご利用方法と受付電話番号は、後日送付する加入者証でご案内します。

※年間を通じて4回目以降のご請求は、書類による手続となります。

受付時間

9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除く)

全国団体の割引適用で、手頃な掛金で充実の補償

約49%割引

おすすめ!!

月額換算
1,000円

年間掛金(一時払)

P1プラン
12,000円

T1プラン
9,000円

A1プラン
8,000円

B1プラン
7,000円

割引適用前の掛金

22,760円

16,920円

14,990円

13,310円

① 個人賠償責任補償 (1事故あたり支払限度額)		2億円	2億円	1億円	1億円
② 育英費用(一時金) ★		200万円	200万円	150万円	150万円
③ 傷害(ケガ)補償	入院保険金 日額(180日限度) ★	3,000円	3,000円	3,000円	2,700円
	手術保険金 (1事故あたり1回) ★ 手術の際の入院の有無によって	入院中:3万円 入院中以外:1.5万円	入院中:3万円 入院中以外:1.5万円	入院中:3万円 入院中以外:1.5万円	入院中:2.7万円 入院中以外:1.35万円
	通院保険金 日額(90日限度) ★	2,000円	1,500円	1,500円	1,400円
	死亡保険金 ★	308.5万円	244.9万円	200.7万円	200.8万円
	後遺障害保険金 ★ (障害の程度によって)	死亡保険金の 4~100%	死亡保険金の 4~100%	死亡保険金の 4~100%	死亡保険金の 4~100%
④ 特定感染症補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○	○
⑤ 細菌性食中毒補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○	○
⑥ 熱中症補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○	—
⑦ 地震・噴火・津波補償 【補償範囲を拡大する特約】		○	○	○	—
⑧ 被害事故補償 (1事故あたり支払限度額)		2,000万円	2,000万円	—	—
⑨ こども搜索費用補償 (保険年度あたり支払限度額)		300万円	300万円	—	—
⑩ 携行品損害補償 (保険年度あたり支払限度額) (自己負担額3,000円)		10万円	—	—	—
⑪ 病気死亡見舞金 ★ (葬祭費用)(支払限度額)		100万円	100万円	100万円	100万円
⑫ 病気の補償	疾病入院医療保険金 日額(1泊2日以上入院) (60日限度)	2,500円	—	—	—
	疾病手術医療保険金 手術の際の入院の有無によって	入院中:2.5万円 入院中以外:1.25万円	—	—	—

※ 各【補償範囲を拡大する特約】の保険金額は、補償される項目に記載の保険金額と同額となります。また、各プランの補償項目に「○」と記載されている場合は補償対象となります。

※ 上記掛金(保険料)は、過去の実績等をもとに加入者50,000人以上の場合の割引を適用したものです。

※ 割引適用前の掛金は、団体割引等が適用されない場合の掛金です。

※ 掛金には公益社団法人全国私立保育連盟の賛助会費1,100円が含まれています。(賛助会費は、当団体の子育て支援活動に活用しています。)

主な補償内容のご案内



ご家族も
補償
されます

1 個人賠償責任補償 （示談交渉サービス付き（国内のみ））

お子さまやそのご家族があやまって他人にケガをさせたり、他人の物をこわしたりして、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。受託品賠償は時価額を限度に補償します。
※授業および部活動などの学校管理下における活動中やスポーツをしている間は、法律上の損害賠償責任が生じないことが多く、補償の対象とならないことがあります。また自動車使用中（運転、ドアの開け閉め等を含みます。）やバイク運転中の事故は補償の対象となりません。
※ご家族の対象範囲の詳細は補償概要でご確認ください。

2 育英費用補償



扶養者の方がケガをし、事故の日から180日以内に死亡または重度の後遺障害を負った場合に補償します。

3 傷害（ケガ）補償



授業中の事故・交通事故・レジャー中の事故など、さまざまな事故によりお子さまがケガをした場合に補償します。補償される項目については、プラン表でご確認ください。
※急激・偶然・外来の事故によるケガに該当しない疲労骨折などは補償の対象になりません。詳しくは「用語のご説明」でご確認ください。

4 特定感染症補償



お子さまが補償期間中に法令で定める特定感染症（一类～三类感染症等）（注）を発病した場合に補償します。補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。
※初年度契約の場合、補償期間の開始日から10日以内に発病した特定感染症は補償の対象になりません。
（注）「特定感染症」の詳細は用語のご説明をご確認ください。

5 細菌性食中毒補償



お子さまが摂取したものにより細菌性食中毒またはウイルス性食中毒を発病した場合に補償します。
※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

6 熱中症補償



お子さまが日射または熱射によって熱中症を発病した場合に補償します。
※補償される項目については、こども総合保険の補償概要でご確認ください。

7 地震・噴火・津波補償



地震もしくは噴火またはこれらによる津波によってケガなどをした場合に補償します。
※補償される項目については、プラン表補償名の横に★マークの付いている項目になります。

8 被害事故補償



お子さまが犯罪行為またはひき逃げ事故の被害者となり、死亡または所定の後遺障害が生じた場合に補償します。

9 こども捜索費用補償



お子さま（満12才になった学年まで）が行方不明となり、捜索願提出後180日以内にその捜索のために親権者などが負担したポスター作成や探偵に捜索を依頼する費用などを補償します。
※身代金などは補償の対象になりません。

10 携行品損害補償



お子さまが携行している身の回り品に、破損・盗難・火災などの偶然な事故による損害が生じた場合、その損害額（修理費または時価額のいずれか低い金額）を補償します。（1つ10万円が限度、乗車券・通賃などは合計で5万円が限度）
※自転車など一部補償対象外の物があります。

11 病気死亡見舞金（葬祭費用）



お子さまが補償期間中に病気を発病し、補償期間中または発病から180日以内に亡くなった場合に、実際に負担した葬祭費用を補償します。
※補償開始前に発病していた病気を原因とするものについては、補償の対象になりません。

12 病気の補償



お子さまが補償期間中に病気を発病し治療を受けた場合に、次の保険金をお支払いします。
疾病入院医療保険金…1泊2日以上入院した場合に、入院日数に応じてお支払いします。
疾病手術医療保険金…所定の手術を受けた場合に、お支払いします。

※補償開始前の検診（入学前の健康診断等）で指摘された病気など、補償開始前に発病していた病気は補償の対象となりません。

重要

補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）は下記から必ずご確認ください。

補償概要

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/hosyo>



重要事項説明書

<https://www.aig.co.jp/sonpo/school/jusetsu>



補償概要および重要事項説明書は、印刷・保管されることをおすすめします。また、約款はこちらからご確認いただけます。（<https://www.aig.co.jp/sonpo/eyakkan/kodomo>）
※書面による提供をご希望の場合には、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

SB-202401

ご加入いただく皆様へ
補償概要および重要事項説明書（「契約概要」・「注意喚起情報」など）には、ご契約にあたっての重要な事項が記載されていますので、事前に必ずご一読ください。特に、皆様にとって不利益な情報（「保険金をお支払いできない主な場合」など）が記載されている部分については、その内容をご確認ください。なお、この保障制度に関するお問い合わせは、取扱代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。また、申込締切日後のお申込方法は、取扱代理店・扱者までお問い合わせください。

加入者サービス

病気の予防や早期発見、日常生活で役立つサービスをご用意しています。

①健康相談サービス

- 対 象** ご加入のお子さまとご家族
- ご相談例**
- 体調がすぐれないが、どの診療科を受診すべきか相談したい。
 - ケガの応急手当、どうしたらいいの？



(1)ハロー健康相談24

24時間年中無休で、健康、医療、介護、育児、メンタルヘルスなどのご相談に、相談スタッフ(医師、保健師、看護師、ケアマネジャーなど)がお電話でアドバイスします。

(2)専門医による電話相談(予約制)

各分野の専門医に相談できます。診断書や検査データなどの提出は不要ですので、お気軽にお申し込みください。(所定の予約受付時間内に事前申し込みが必要です。)

予約受付時間 月～土曜日 9:00～22:00(日・祝日・12/31～1/3を除く)
※予約制/相談時間:約15分間

③セカンドオピニオンアレンジサービス

- 対 象** ご加入のお子さまとご家族
- 受付時間** 月～土曜日 9:00～18:00
(日・祝日・12/31～1/3を除く)
- ご相談例**
- 他の治療法はないのか、相談したい。
 - 自分の病気に精通した専門医の情報を知りたい。



(1)セカンドオピニオンの手配

各疾患領域で専門的治療に取り組む医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※1)による面談またはオンラインでのセカンドオピニオンを手配します。

(2)専門医療機関への受診手配

通院先では対応できない専門的治療が必要と主治医に言われた時、対応できる医療機関を探し、受診手配します。(未治療※2の疾患に限られます。)

(3)「ドクターが薦める専門医」の情報提供

相談スタッフが病名やご希望地域等をお聞きした上で、適切な専門医※3のプロフィール情報をご提供します。

- ※1 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとして、ティーベック(株)の医師ネットワークである「ドクターオドクターズネットワーク®」に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。
- ※2 原則、何らかの治療が開始されている場合には対象となりません。
- ※3 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師で構成されたティーベック(株)が運営する評価委員会において推薦・選考された専門医。

※受付電話番号は後日送付する加入者証でご案内します。加入者証が届くまでは、03-3839-1687(サービス利用方法24時間テープ案内)にご連絡ください。

※ご相談内容などにより、ご要望に添えない場合があります。また、ご利用者の状況または相談内容により、相談の制限・停止をさせていただく場合があります。

※各サービスは、補償期間(保険期間)中、AIG損害保険株式会社がティーベック株式会社に委託してご提供します。なお、予告なく変更・中止される場合があります。

※弁護士相談サービスは、ティーベック株式会社が提携する法律事務所がご提供します。なお、AIG損害保険株式会社の提供する保険に関するご相談等AIG損害保険株式会社と利益相反に該当する可能性のあるご相談は本サービスの対象外です。

②弁護士相談サービス

経験豊富な弁護士が身近に存在する法律相談をお受けします。

- 対 象** ご加入のお子さまと保護者
- 受付時間** 月～金曜日 10:00～17:00
(土・日・祝日、弁護士事務所休業日を除く)
※Web、FAXでのご相談は24時間・年中無休で受け付けています。
- ご相談例**
- 相続で揉めないようにするためには？
 - 子どもの監護権と親権の違いは？



④メンタルケアカウンセリングサービス

心理カウンセラーによる面談カウンセリングを年間3回まで提供します。

- 対 象** ご加入のお子さまと保護者
- 受付時間** 月～金曜日 9:00～17:00
(土・日・祝日・12/31～1/3を除く)
- ご相談例**
- 理由もないのに突然不安で胸がドキドキする。
 - ゆううつで気分がすぐれない。

専門家による面談

完全予約制で、心理カウンセラーによる面談カウンセリングを実施します。



医療機関のご案内

カウンセリング後、必要に応じて医療機関をご案内します。



※保護者の方のカウンセリングについては、ご加入のお子さまの子育てによるものに限ります。

ご加入手続き

- 書面にてお申込みの場合は、パンフレットに同封の「加入依頼書」をご記入のうえ、返信用封筒に入れて申込締切日までに投函ください。
- この保険以外の保険契約に「個人賠償責任補償」「育英費用補償」「携行品損害補償」等がセットされている場合には、補償が重複する場合があります。その場合、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金の一部または全部が支払われない場合があります。ご契約前に、補償内容の差異や保険金額等をご確認のうえ、補償プランをご検討ください。
- 締切日までにお申し込みいただいた場合、掛金をご指定の金融機関口座より振り替えさせていただきます。
- 加入者証は掛金の振替日の1～2週間前にお届けします。なお、加入者証到着前でも補償開始日より補償は開始されます。

●次の場合、ただちに取扱代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。

1. 補償期間中にこの制度の対象となる事故または病気にあわれた場合は、事故の日から30日以内に報告ください。その後の手続きについてご案内します。インターネットによる事故受付も行なっています。詳しくはAIG損害保険(株)ホームページ(<https://www.aig.co.jp/sonpo>)をご覧ください。
2. 後日お届けする加入者証の記載内容(住所・扶養者名など)に変更があった場合。特にお申し出がない限り、在学中ご契約は自動的に更新されます。

- 「小学生のためのキッズガード」は公益社団法人全国私立保育連盟「児童総合保障制度」のペットネームです。
- 契約者である団体は、加入依頼書に記載された個人情報を当制度の引受保険会社へ提供します。また、制度の運営・管理のため、被保険者が所属する学校等に提供する場合があります。引受保険会社における個人情報の取扱いについては、重要事項説明書でご確認ください。
- 引受保険会社の損害保険募集人は保険契約締結の代理権を有しています。
- このパンフレットは児童総合保障制度の概要をご説明したものです。詳細につきましては取扱代理店・扱者または引受保険会社にお問い合わせください。



取扱代理店・扱者

引受保険会社

AIG損害保険株式会社 学校契約センター
<https://www.aig.co.jp/sonpo> TEL 076-443-8740
(受付時間 9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始を除く)
〒930-0856 富山市牛島新町5-5 タワー111

集団給食施設（保育施設）の監視指導について

令和7年2月4日
大阪府健康医療部
生活衛生室食の安全推進課

監視指導について

●食品の安全性の確保と食の安全安心を推進するため、監視指導計画に基づく施設への重点監視

- 【根拠法令】 食品衛生法第28条(同法第24条で計画を策定)
- 【対象区域】 大阪府全域(政令指定都市、中核市域を除く)
- 【実施機関】 各府管保健所、食品衛生広域監視センター
- 【区分・施設】 集団給食施設(保育所、高齢者施設等の福祉施設 約1800施設)
- 【予定回数】 各施設3年に1回以上

監視指導の実施

主な実施事項

- 食中毒事故が発生した場合、抵抗力の弱い方に重篤な影響を及ぼす可能性のある施設への予定回数を定めた計画的な立入検査
- 食中毒、府民等からの情報提供等に基づく臨時的な監視(緊急特別監視)
- 集団給食施設等の食品検査
検査対象、検査項目及び検体数を定めた、計画的な立ち入り検査

重点実施事項

- 事業者が遵守すべき事項の確認
- HACCPに沿った衛生管理の取組支援
- 食中毒発生防止対策

現状の監視体制

- ①監視指導計画に基づく監視：【対応：食品衛生広域監視センター】
 - ・原則事前通告なし
 - ➡ただし、施設側の実情により日程変更する場合がある
- ②食中毒・感染症事案等の監視：
【対応：各府管保健所・食品衛生広域監視センター】
 - ・事前通告あり
 - ➡被害・感染拡大防止を講じるなど緊急を要する場合は事前通告を行わない場合がある
- ③新規・更新・変更等に伴う監視：【対応：各府管保健所】
 - ・原則窓口にて監視日程調整

令和7年度からの監視体制

【変更あり】

- ①監視指導計画に基づく監視
 - ・原則、訪問日等事前通告を行い、調整の上実施

【変更なし】

- ②食中毒・感染症事案等の監視
 - ・現状の監視体制どおり
- ③新規・更新・変更等に伴う監視
 - ・現状の監視体制どおり

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<https://www.zenhokyo.gr.jp>〕

－今号の目次－

- ◆「認定こども園に関する調査」ご協力のお願い(全保協会員各位)……………1

◆「認定こども園に関する調査」ご協力のお願い(全保協会員各位)

近年、全国的にも認定こども園の数が増加し、今年は10,000を超え、本会の会員施設においても同様にその割合は増えてきています。そのような現状を踏まえ、本会においては、令和6年度より認定こども園特別委員会を常設部会化し、その活動を強化していきます。

この度、本会認定こども園部会では認定こども園特有の現状と課題を明らかにし、今後の保育制度の動きに対応するために、保育所等を含む全会員を対象とした「全国保育協議会 認定こども園に関する調査」を実施することといたしました（初めての調査となります）。

会員施設宛には、調査に関する依頼文書を本会より郵送にて行いますが、お手元に届くまでに時間を要してしまうため、本ニュースでも以下にご案内いたします。

つきましては、お忙しいところ恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

【認定こども園に関する調査】

回答締切：令和6年12月20日（金）

回答方法：「認定こども園に関する調査」アンケートサイト

<https://form.gooker.jp/Q/auto/ja/kodomoen/web/>

※WEB回答がセキュリティ等により困難な場合は、Excel調査票を上記アンケートサイトもしくは全保協ホームページ「会員のコーナー」よりダウンロードうえ、メールに添付いただきご回答ください。

なお、本調査集計は「ワンダークラフト株式会社」に委託しております。Excel調査票でご回答の場合、以下のワンダークラフト株式会社へメール送付いただきますよう、お願いいたします。

《お問い合わせ先》

【アンケートサイト等、技術的なお問い合わせ】

調査サポートデスク（ワンダークラフト株式会社）

TEL 03-3552-5910（月～金曜日、10：00～17：00）

E-mail jidou@wonder-craft.co.jp

【調査の趣旨・目的に関するお問い合わせ】

全国保育協議会事務局 担当：寺嶋、辻本

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL.03-3581-6503（月～金曜日、9：30～16：00）FAX.03-3581-6509

mail:zenhokyo@shakyo.or.jp

本調査につきましては、全保協ホームページ会員のコーナーに依頼文書、調査票および記入の手引きを掲載しております。

【全国保育協議会ホームページ「会員のコーナー」】<https://www.zenhokyo.gr.jp/members/>

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 令和6年度保育関係補正予算(案)が示される……………1
- ◆ 第2回保育人材確保懇談会が開催される(こども家庭庁)……………2

◆令和6年度保育関係補正予算(案)が示される

11月29日、こども家庭庁より令和6年度保育関係補正予算（案）が示されました。補正予算（案）の中では、令和6年人事院勧告に伴う公務員給与改定の内容に準じた保育士・幼稚園教諭等の処遇改善として、令和6年4月まで遡って公定価格の引き上げを行うとしています（補正予算案1,150億円）。この度の人件費の引き上げ率（各年度における人事院勧告を踏まえた人件費の改定率）は10.7%となり、過去最大となります。

また、今年度、保育三団体協議会が要望してきた、「就学前教育・保育設備整備交付金」（829億円）や、人口減少地域での取り組みとして令和7年度概算要求で示されていた「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」については、前倒しでの実施を可能とする案（2.9億円）が示されました。

補正予算（案）の概要については下記のとおりです。

令和6年度保育関係補正予算(案) 概要

- 就学前教育・保育施設整備交付金【拡充】829億円
- 保育所等改修費等支援事業【拡充】17億円
- 保育環境改善等事業（安全来策事業）【拡充】3億円
- 保育士修学資金貸付等事業【拡充】40億円

- 保育所等における ICT 化推進等事業【拡充】28 億円
- 保育 ICT ラボ事業【新規】1.9 億円
- 過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業【新規】2.9 億円
- 子ども・子育て支援全国総合システム等情報公表事業【拡充】1.5 億円
- 保育業務ワンスオンリーに向けた施設管理プラットフォームの整備【新規】34 億円
- 保活ワンストップに向けた保活情報連携基盤の整備【新規】12 億円
- こども誰でも通園制度総合支援システムに係る機能改修【新規】5.0 億円
- 保育所等の利用者負担減免事業【令和 6 年能登半島地震への対応】1.2 億円
- 保育士等の処遇改善【拡充】1,150 億円
- 「はじめの 100 か月の育ちビジョン」を踏まえた取組の推進【拡充】1.4 億円

詳細はこども家庭庁ホームページよりご確認ください。

ホーム>政策>予算・決算・税制

<https://www.cfa.go.jp/policies/budget>



◆第 2 回保育人材確保懇談会が開催される(こども家庭庁)



11 月 29 日、こども家庭庁において第 2 回人材確保懇談会が開催され、本会 森田 信司 副会長、全国保育士会 北野 久美 副会長（本会常任協議員）が出席しました。

本懇談会では、保育・幼児教育関係者が連携して、保育及び保育士・幼稚園教諭等という職業の魅力向上、さらに社会全体に向けて行う情報発信の促進等に関する議論が行われています。

第 2 回では、養成校の学生 3 名からの発表の後、保育関係者から人材確保に関わる取り組みとして、全保協 森田 副会長、全国保育士会 北野 副会長から発表をしました。

詳細は、こども家庭庁ホームページからご確認ください。YouTube には動画も掲載されています。

ホーム>会議等>保育人材確保懇談会>保育人材確保懇談会（第 2 回）

【ホームページ URL】<https://www.cfa.go.jp/councils/hoikujinzai/6615aa32>

【YouTube URL】<https://www.youtube.com/watch?v=a-KVM-ujTx8>



【YouTube 動画 QR コード】

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

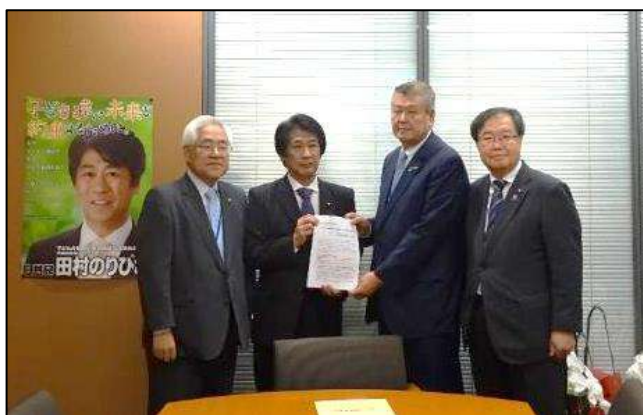
TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 令和7年度保育関係制度・予算要望活動を実施(保育三団体協議会) ……………1
- ◆ 「保育三団体・こ保連合同セミナー」を実施しました(保育三団体協議会) ……………3

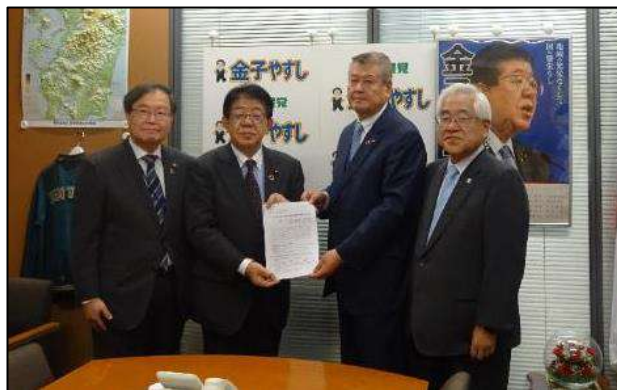
◆ 令和7年度保育関係制度・予算要望活動を実施(保育三団体協議会)



田村 憲久 衆議院議員に要望書を手交

田村憲久衆議院議員（自民党保育議連会長）、金子恭之衆議院議員（同幹事長）、古賀篤衆議院議員（同事務局長）、こども家庭庁、財務省には、保育三団体の長が直接説明のうえ、要望書を手交するとともに、要望内容ははじめ、保育をとりまく現状について意見交換を行いました。

令和6年12月10日、本会奥村尚三会長は、保育三団体協議会として令和7年度保育関係制度・予算要望活動を行い、全国私立保育連盟川下勝利会長、日本保育協会吉田学理事長とともに、こども家庭庁、財務省および自由民主党全国保育関係議員連盟（以下、自民党保育議連）会長等を訪問しました。



金子 恭之 衆議院議員に要望書を手交



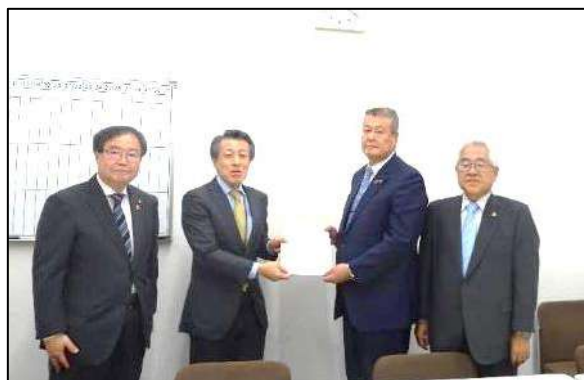
古賀 篤 衆議院議員に要望書を手交

これまで要望してきた「人口減少地域への対応」「保育士の処遇改善」「就学前教育・保育設備整備交付金」については、令和 6 年度補正予算案（No.24-28 既報）においてその対応が示されました。1 歳児の配置基準の改善等、実現していない項目については、今後も要望を続けてまいります。

なお、同日には、衆議院第一議員会館、衆議院第二議員会館、参議院議員会館の自民党保育議連所属議員を訪問し、要望活動を実施しました（約 300 名の保育議連各議員に対する要望活動は保育三団体協議会が分担して実施）。



こども家庭庁渡辺長官に要望書を手交



財務省吉野次長に要望書を手交



こども家庭庁藤原局長、栗原課長に要望書を手交

今回は、令和 7 年度制度・予算の策定に向けて、次頁の事項について要望しています。要望書の詳細は、全保協ホームページに掲載予定です。

令和 7 年度保育関係制度・予算要望(概要)

1. 人口減少地域においても、すべての子どもの育ちを保障してください

2. すべての子どもの育ちを保障し、安全・安心な保育を継続するため、公定価格を充実させてください
 - (1) 職員配置基準の改善
 - (2) 公定価格の改善と保育人材の確保
 - (3) 主任保育士の必置化
 - (4) 施設長の資質向上
3. 「こども誰でも通園制度」を真に子どものための制度としてください
4. 子どもの命を守るため、保育施設における災害対策を支援してください
5. すべての子どもの育ちを保障するため、恒久的な財源を確保してください
 - (1) 「子ども・子育て支援金制度」の確実な活用
 - (2) 就学前教育・保育施設整備交付金の確保
6. 「こどもまんなか社会」を実現するため、日本の働き方を改革してください

◆「保育三団体・こ保連合同セミナー」を実施しました (保育三団体協議会)

保育三団体協議会では、令和 6 年 12 月 11 日～12 日に「保育三団体・こ保連合同セミナー」（以下、「合同セミナー」）を実施しました（参加者：158 名）。

「合同セミナー」は、人口減少や国の制度動向など、保育を取り巻く環境が大きく変化するなか、「保育三団体協議会」と「こども・保育政治連盟」の一人ひとりが、正確な情報共有を図るべく、開催したものです。



開会挨拶を行う奥村会長

第 1 日には、①こども誰でも通園制度、②継続的な経営情報の見える化、③不適切保育への対応、④日本版 DBS 制度の法案成立後の進捗状況について、こども家庭庁の栗原保育政策課長等から説明および質疑応答が行われ、その後、「日本版 DBS 制度によって求められる web 上のガバナンス対策」について(株)エルテス営業本部より講義を実施しました。

第2日には、保育士養成機関への入学者が減り、卒業生の就職先も保育関係以外が多くなるなか、保育の魅力発信について、保育に携わる者として、ともに考えるべく、昨年度に引き続き「保育の現場と保育士の魅力発信 意見交換会」第2弾を実施しました。こども家庭庁から、「これからの保育について」、「こども家庭庁における「保育士・保育の現場の魅力発信に関する取組」について」、「SNSの基本 Instagram 投稿について」説明が行われ、保育現場を取り巻く状況について活発な意見交換が行われました。



第1日 保育施策の進捗状況について説明



第2日 人材確保について意見交換

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆「保育政策の新たな方向性」が公表される(こども家庭庁)1

◆「保育政策の新たな方向性」が公表される(こども家庭庁)

12月20日、こども家庭庁より「**保育政策の新たな方向性**」が公表されました。

これは、令和7年度から令和10年度末までの4年間の保育政策の方向性をまとめたもので、令和6年度までとされていた「新子育て安心プラン」の後を引き継ぐものとなります。これまでの「保育の量の拡大」から転換し、3つの柱を軸に保育政策を推進するとしています（下図参照）。



「**保育政策の新たな方向性**」は、「人口減少に対応しながら、こどもまんなか社会の実現を図るため、保育政策について、今後は待機児童対策を中心とした『保育の量の拡大』から」、上図の3つの柱に政策の軸を転換し、「制度の持続可能性を確保」するとしています。

政策の軸となる3つの柱がめざす姿は次頁のように表現され（青字箇所）、そのもとに取り組んでいく対応等がまとめられています（一部の対応には時期も明記）。

保育政策の新たな方向性

～持続可能で質の高い保育を通じたこどもまんなか社会の実現へ～

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域で必要な保育の提供体制を確保し、全国どこでも質の高い保育が受けられる社会へ】

- 地域の課題に応じたきめ細やか待機児童対策
- 人口減少地域における保育機能の確保・強化
- 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）
- 保育の質の確保・向上、安全性の確保

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【保育所等のこども・子育て支援の機能を強化し、全てのこどもの育ちと子育てが応援・支援される社会へ】

- こども誰でも通園制度の推進
- 多様なニーズに対応した保育の充実
- 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【人材確保と効率的・効果的な業務基盤の整備を進め、持続可能な保育提供体制を確保】

- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善
- 保育 DX の推進による業務改善
- 働きやすい職場環境づくり
- 新規資格取得と就労の促進
- 離職者の再就職・職場復帰の促進
- 保育の現場・職業の魅力発信

令和7年度以降、この「**保育政策の新たな方向性**」に基づいて政策が進められていきます。

なお、別添 PDF 資料の**参考資料**の各スライド右下の  のマークがついている箇所の記載は、「目標値」として示されているものです。

詳細は、別添 PDF 資料またはこども家庭庁ホームページよりご確認ください。

ホーム＞政策＞保育＞「保育政策の新たな方向性」について

https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/new_direction



○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」

質の高い保育の確保・充実

全てのこどもの育ちと子育て家庭の支援

保育人材確保・テクノロジーの活用等

平成25年度

平成30年度

令和3年度

令和7年度

令和10年度末

待機児童解消加速化プラン
(目標：5年間で約50万人)

子育て安心プラン
(目標：3年間で約32万人)

新子育て安心プラン
(目標：4年間で約14万人)

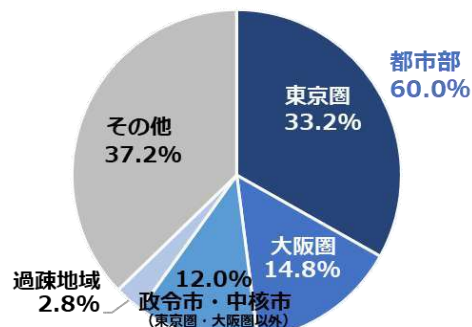
保育政策の新たな方向性

- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立(R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

現状・課題等

- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の6割が都市部で発生



○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R6年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲14	▲2	2
R5年度	1,510	225	6	0

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援 等

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

- 引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助
（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

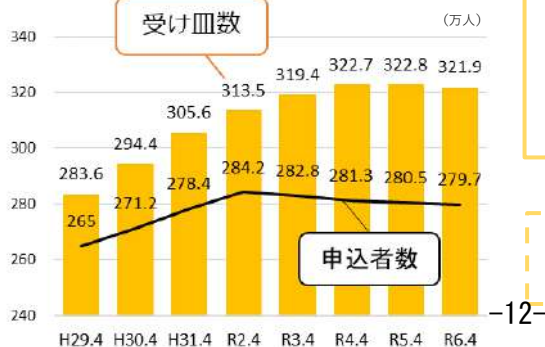
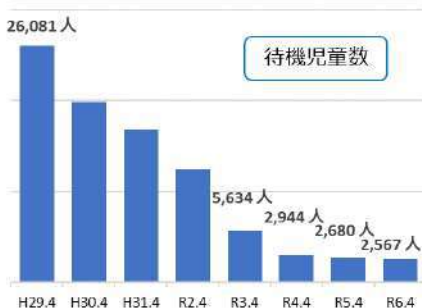
【待機児童対策協議会を活用した支援】

- 協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援



- 待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



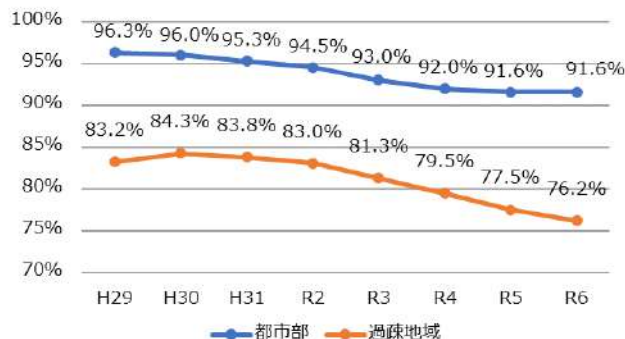
※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

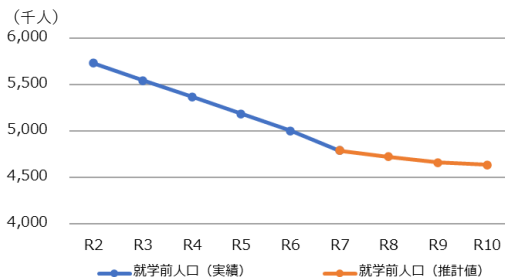
現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

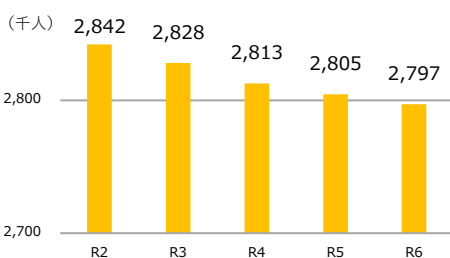
○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



○就学前人口の推移（全国計）



○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】

- 人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

現状・課題等

○待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進む中で、質の確保・向上が求められている。保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案なども発生。保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進める必要

○令和6年度には、「こども未来戦略」（加速化プラン）に基づき、制度創設以来76年ぶりに、**4・5歳児の職員配置基準**について、**30対1から25対1への改善**を図ったところ（3歳児の職員配置基準もあわせて20対1から15対1へ改善）。4・5歳児、3歳児の職員配置の改善を進めるとともに、1歳児の職員配置基準の改善についても早期に進めることが求められる

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30 : 1	25 : 1

○保育所等の職場環境の改善のため、保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進しているところ、テクノロジーの活用や保育士以外の人材の活躍も含めて保育所等の体制を考えていくことが重要

○なお、職員配置基準については、真に必要な配置基準はどうあるべきか、科学的検証が必要との指摘があり、検証の手法やエビデンスに関する知見の収集など、研究を進める必要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の安全性と質を確保・向上させるため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育提供体制の強化を進める



✓対応のポイント

- 加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施
- エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討

【4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進】

○加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」として、経過措置の取扱いを検討

【1歳児の職員配置の改善】

○保育人材の確保等も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に改善を進める

【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】

○職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】



○保育士等の配置改善により保育の質の確保・向上、保育士等の業務負担の軽減を実現する

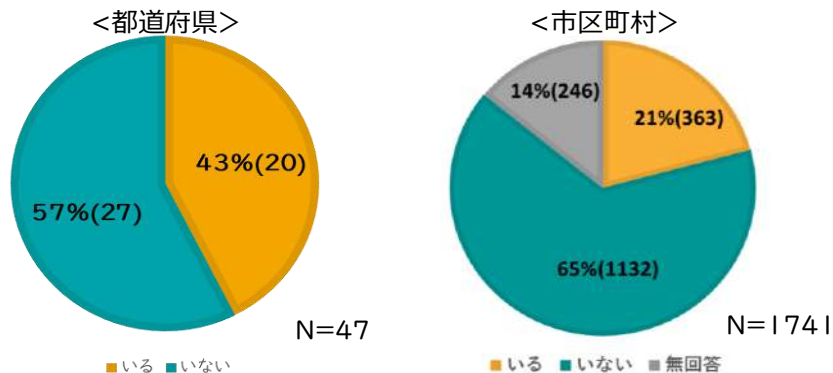
【4歳以上児配置改善加算等の取得施設の割合の増加（令和8年度）】

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：保育の質の確保・向上

現状・課題等

- 保育所等における保育の質の確保・向上を図るためには、各保育所等内の取組とともに、地域全体で持続的に取り組むことができる体制整備が求められる
- しかし、自治体において保育の質の確保・向上を中核的に担うべき、いわゆる保育指導職が十分に配置されておらず、また、保育の質の確保・向上に当たり大学や指定保育士養成施設と連携している市区町村は1割程度という状況がある

■各自治体における保育指導職の配置状況（令和6年4月現在）



※出典：こども家庭庁調べ

- 保育所等では、自己評価が義務付けられているとともに、より多様な視点を取り入れる方法の一つとして、第三者評価の実施が努力義務となっているが、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分踏み込めていないといった指摘がある
- 自己評価等に関する助言を行うために都道府県・市町村において保育所等への巡回支援の取組を進めているところ、各地域における課題を踏まえた一層の効果的な実施を促進することが必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進め、保育の質の確保・向上を図る



✓対応のポイント

- 地域の保育の質の確保・向上に向けた体制整備
- 研修内容の充実と機会の確保
- 巡回支援や第三者評価等の推進

【保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進】

- 地域の実情を踏まえつつ、保育指導職の配置や、大学や指定保育士養成施設等との連携により、自治体が中核となり地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備を進める

【巡回支援の推進】

- 地域における体制整備の促進や評価の推進と連携した効果的な巡回支援による保育所等の支援を推進する

【保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進】

- 各地域の保育指導職等のための「保育実践充実推進のためのセミナー」の開催や各種調査研究等を通して、保育所保育指針等に基づく多様な取組や成果の共有、現場同士の学び合う開かれた取組を促進し、保育の質の確保・向上を推進する

【保育士等の養成や研修の充実】

- 課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図るとともに、保育士等が研修を受けられる環境整備を進める

【第三者評価等による質の評価・改善の推進】

- 公定価格の加算措置により実施を支援するとともに、第三者評価の内容の改善と評価者の育成などを通じ第三者評価を推進する

【効率的・効果的な指導監査の推進】

- 監査項目の標準化を行うとともに、保育業務施設管理プラットフォーム（令和8年稼働予定）を活用し、全国各地域での効率的・効果的な監査を推進



15-○各都道府県で保育の質の確保・向上に係る中核的な機能を構築する
【都道府県：80%（令和8年度）】

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：安全性の確保

現状・課題等

- 昨今の不適切事案を踏まえ、令和5年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出するとともに、虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化に取り組んできた
- 一方で、保育所等の職員による虐待については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と異なり、法令上の通報義務等がない状況。また、ガイドラインにおいて示している「不適切な保育」について、その判断基準等が不明確であるとの指摘がある
- こどもへの性暴力防止の対策を推進するため、こども性暴力防止法が成立（R6.6）
- 事故対策については、保育所等に安全計画の作成と対応を義務付ける（R5～）とともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月発出）を浸透させるため、アンケート調査や啓発資料を作成し、SNSによる周知等に取り組んできた
- 一方で、教育・保育施設等における重大事故は、増加傾向にあり、特に誤嚥による死亡事故は、令和元年以降、8件発生しており、対策を強化していく必要がある
- 地震や豪雨などの災害が発生する中で、こどもの命を守るための対策の強化を進めるとともに、発災後の保育機能の確保や地域支援を進めていくことが求められている

■虐待等の不適切な保育の発生件数※1

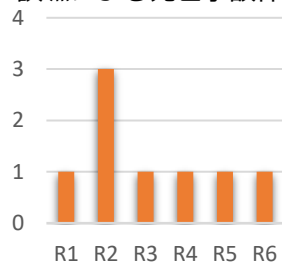
事実確認件数※2	虐待件数※3
914件	90件

※1 出典：「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（調査対象期間：令和4年4月～12月）

※2 市町村が「不適切な保育」（子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為）の事実を確認した件数。

※3 事実を確認した件数のうち、市町村が「虐待」と確認した件数。

■誤嚥による死亡事故件数



※出典：重大事故検証報告一覧(ほか)

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の安全性の確保を図る



✓対応のポイント

- 虐待や不適切な保育の防止及び対応の強化
- 事故対策の強化
- 災害への対応力の強化

【虐待や不適切な保育の防止・対応の強化、性暴力防止の対策推進】

- 児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設。適切な運用と事案の分析等を通じた対策強化を進める【**法律改正・できるだけ早期に**】
- 保育所等における不適切な保育に関する調査研究を踏まえ、虐待や不適切な保育の判断基準等について検討し、ガイドラインの見直しを行う【**R7**】
- こども性暴力防止法の施行（施行期限：R8.12）に向けた対応を推進するとともに、性被害を起こさない研修の充実等の取組を進める

【事故等の防止・対応の強化】

- 安全計画の作成・運用の徹底を図る
- 事故報告集計、事故情報データベース、事後的検証等の分析結果を踏まえて、教育・保育現場の実状に即した対策を講じる
- 教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止対策に関する調査研究を踏まえて作成する食材の調理方法や食事の提供要領等を示した啓発資料等の周知に取り組む【**R7**】
- テクノロジーを活用した安全確保を推進する

【保育所等における防災機能・対策の強化】

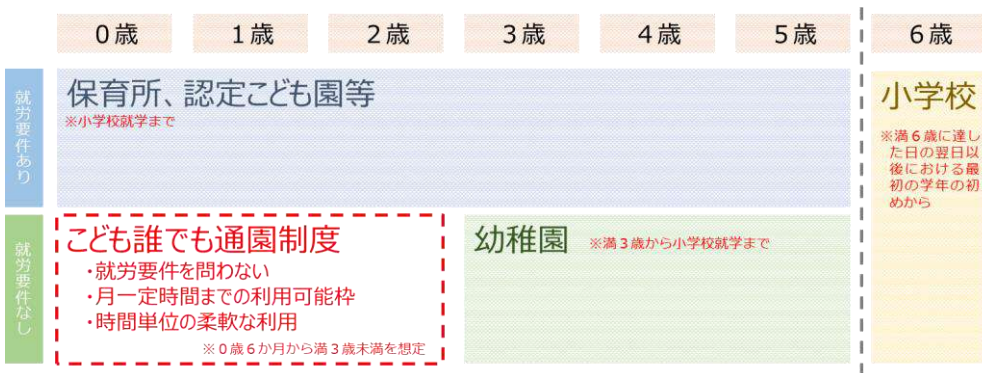
- 保育所等において避難計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、災害備蓄品の確保等を進める
- 発災後、保育機能の確保や地域支援が進められるよう、体制や取組の強化を進める

- 保育所等において、虐待・保育事故等が発生しない環境が整備されるようにする
- 16-【虐待・不適切な保育に係る相談窓口の設置割合（自治体）：100%（令和8年度）】

2.(1) こども誰でも通園制度の推進

現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施（118自治体）

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : こども一人1時間あたり850円
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども誰でも通園制度
「ロゴマーク」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体が実施

- ・利用可能時間 : こども一人当たり「月10時間」を上限
- ・単価（補助基準） : 年齢に応じた単価を設定
- ・職員配置基準 : 一時預かり事業に準拠（1/2保育士）

- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発を進める

- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】

- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進

- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実

- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】

- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



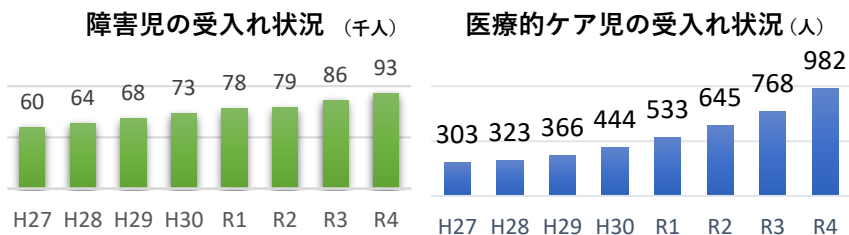
- 全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る
【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体）：100%（令和8年度）】

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実①（障害児・医療的ケア児等）

現状・課題等

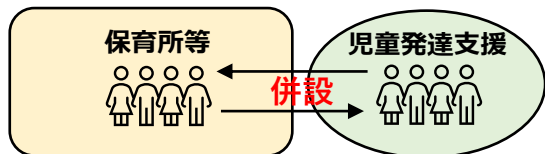
- 障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている
- 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

保育所等における障害児・医療的ケア児数は年々増加



【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

- 保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進



設備・人員の共用・兼務が可能に（R5～）

- 医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実を支援
- 児童発達支援等の障害児支援を利用することも増加しており、保育所等と障害児支援の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有するこどもの受入れを推進

✓対応のポイント



- 障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化（インクルージョンの推進）
- 多様なニーズに応じた専門的な支援の充実
- 障害児支援との連携・協働

【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援（児童発達支援センター等）との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進
- 保育所等と障害児支援（児童発達支援事業所等）を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進
- 巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 異なる文化的背景を持つこどもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※こども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める



- 専門的支援を確保しながら、保育所等を利用できる環境が整備されるようにする
- 【障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所等数の増加（令和8年度）】

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 外国人子育て家庭のこどもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

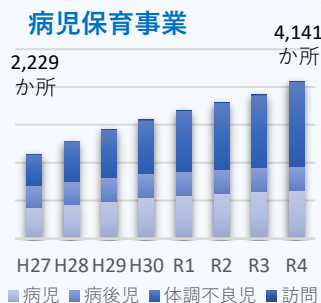
現状・課題等

○働き方やライフスタイルが多様化する中において、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められており、病児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保・充実を図る必要がある

【病児保育事業】

- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき基本単価を大幅に引き上げるとともに、キャンセル対応加算を本格実施【R6～】

【病児保育施設数：4,141か所／延べ利用児童数：968,448人（令和4年度）】

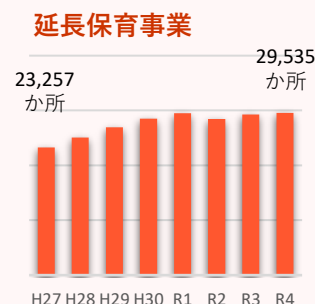


【延長保育事業】

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間帯以外の日・時間において、保育所等で引き続き保育を実施
- 補助要件の引下げや補助基準額の引上げを実施【R6～】

【延長保育実施か所数：29,535か所／実利用児童数：915,022人（令和4年度）】

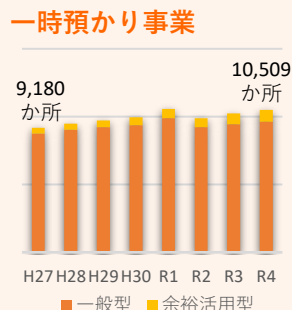
※夜間保育所における22時以降の延長保育も含む。



【一時預かり事業】

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる

【一時預かり実施か所数：10,509か所／延べ利用児童数：3,511,779人（令和4年度）】



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働き方改革や加速化プランにおける「共働き・共育ての推進」の取組等も踏まえながら、多様なニーズに対応した各地域における保育の提供体制を確保



✓対応のポイント

- 多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保

【病児保育事業】

- 安定的な運営の確保を図るとともに、広域連携やICTの活用等を推進し、各地域におけるニーズに対応した体制整備を進める

【延長保育事業】

- 保育所等の職員配置基準の改善等も踏まえた体制の充実を進める

【一時預かり事業】

- こども誰でも通園制度との役割分担と連携を図りながら、各地域での事業の実施を推進する

【参考】共働き・共育ての推進

（こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の事項）

- 育児期を通じた柔軟な働き方の推進
 - ・子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現
 - ・時短勤務時の新たな給付 等



- 保育所等において、多様なニーズに対応した支援の充実を図る【病児保育事業の延べ利用児童数の増加（令和8年度）】

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進①

現状・課題等

- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援を進めることが求められている
- これまでも、利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等、様々な事業により、各自治体における妊産婦・子育て家庭に対する支援を推進
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度からは、全ての子育て家庭に支援を届けられるよう「こども誰でも通園制度」が制度化
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、小学校就学前のこどもから若者までを対象とした、地域における多様な居場所づくりを推進
- 児童虐待相談対応件数は令和4年度21.5万件と過去最多。こども家庭センター（R6）を中核に、関係機関・地域資源と一体となった早期支援体制の構築を進めている
- こうした中で、各自治体において、地域の実情に応じた支援体制の整備が進められているが、実施事業や地域資源など、取組に差が生じている状況がある
一方、児童虐待が大きな課題となり、また、地域子育て相談機関やこども誰でも通園制度が創設されるなど、保育所等における家族支援や地域のこども・子育て支援への期待は高まっており、地域の中で機能を発揮していくことが求められる

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等において、利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組等を進める

✓対応のポイント



- 利用児童の家族を支援
- 地域のこども・子育て家庭を支援
- 関係施策・関係機関との緊密な連携

【家族への養育支援や相談支援の推進】

- 利用児童の家族への養育支援や相談支援を推進する

【地域のこどもや子育て家庭への支援の推進】

- 保育所等における地域子育て相談機関（妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関：R6～）やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する

【要支援児童への対応強化】

- 保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進める
※こども誰でも通園制度においても、関係機関と連携した要支援児童への対応を進める

【こどもの居場所づくりの推進】

- こどもの居場所に関する様々なニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の視点に立った居場所づくりを推進

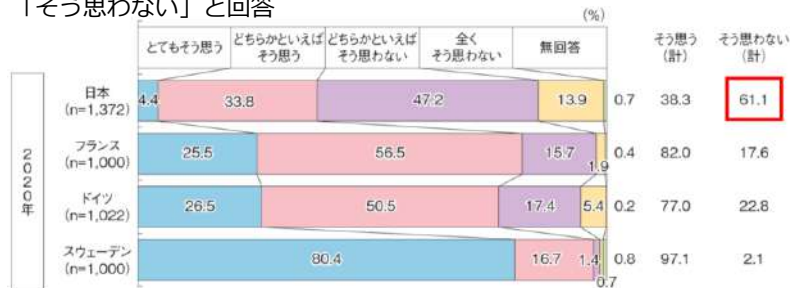


- すべてのこども・子育て家庭に必要な支援が届けられる社会の実現
 - すべてのこどもが多様な居場所を持てる社会の実現
- 20- 【利用者支援事業（基本型）のうち、保育所等における実施か所数の増加】

現状・課題等

- 0～2歳児の約6割は就園しておらず様々な人や環境に触れる機会が家庭状況に左右されているほか、児童虐待で亡くなるこどもの約半数は0～2歳児であるなど、全てのこどもの育ちをひとしく切れ目なく保障することが十分にできていない
- また、保護者から「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」といった声があるなど、孤立した育児の実態がある
- そのため、「はじめての100か月」の育ちを保障するためのビジョン、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月22日閣議決定）を示し、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運醸成を行うとともに、関連施策の強力な推進が必要

- 「自国はこどもを生み育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答



内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」（令和3年3月）

- 地域子育て支援拠点の利用者に聞いた、拠点を利用する前の子育ての状況



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

「はじめての100か月の育ちビジョン」の関連施策を継続的に推進し、多様な分野で「はじめての100か月」の育ちを支える関係人口を増やし、全国的なネットワークの形成を図るとともに、その取組を促進

✓対応のポイント



- 「はじめての100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進
- 全てのこどもの「はじめての100か月」の育ちを社会全体で支援・応援

【「はじめての100か月の育ちビジョン」の関連施策の推進】

- 全てのこどもの「はじめての100か月」の育ちを支えるため、ビジョンの趣旨を反映した関連施策を総合的に推進する

【「はじめての100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・人材養成・調査研究】

- ビジョンを踏まえ、社会全体の幅広い層の行動変容を図る広報・普及啓発を進めるとともに、「はじめての100か月」の子育て世帯と様々な地域住民が関わる機会を創出する地域コーディネーターの養成や、多様な家庭や地域等の環境が乳幼児の育ちに与える影響等に関する調査研究を実施する【R6補正】



- 全てのこどもの「はじめての100か月」の育ちを社会全体で支援・応援する気運を醸成する【「はじめての100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合：70%（令和8年度）】

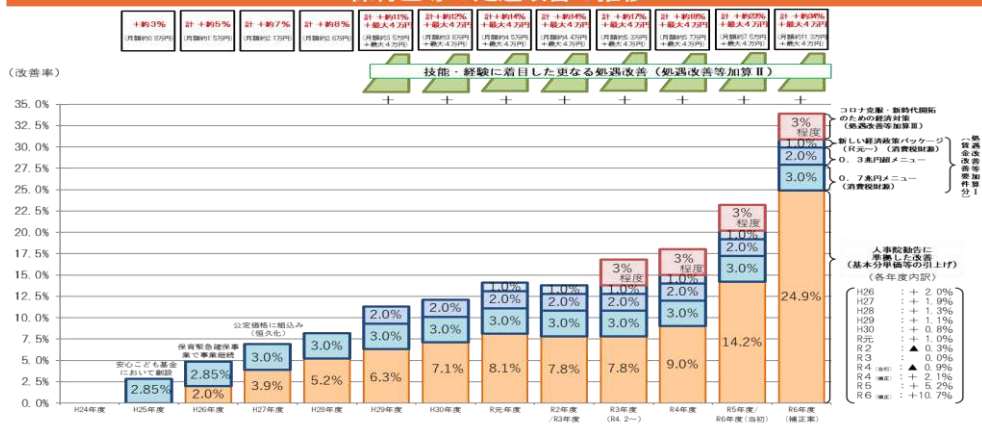
3.(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

現状・課題等

- 保育士等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、令和6年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の10.7%の改善を補正予算に計上
- 引き続き、こども未来戦略（加速化プラン）を踏まえた更なる処遇改善や費用の使途の見える化の取組が求められている

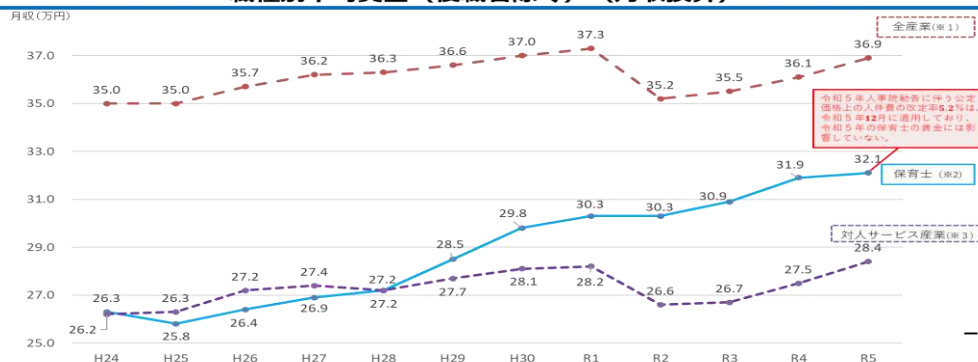
○H25年度以降累計で34%の改善改善を実施

保育士等の処遇改善の推移



○保育士の平均賃金は全産業平均を下回る

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める



✓対応のポイント

- 民間給与動向等を踏まえた処遇改善
- 経営情報の継続的な見える化の推進

【保育士等の処遇改善】

- こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の取組を進める。あわせて、処遇改善の効果が現場の保育士等に行き届くよう経営情報の見える化等の取組を進める

【処遇改善等加算の一本化と活用促進】

- 処遇改善等加算を事務手続の簡素化等の観点から見直し、現行の3つの加算を一本化した上で、基礎分、賃金改善分（ベースアップ等）、質の向上分（リーダー層の改善）の3区分に整理。併せて配分ルールを簡素化や実績報告の一元化等を実施し、活用を促進

【経営情報の継続的な見える化】 ※ここdeサーチにより対応

- 保育所等が毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を都道府県に報告。都道府県は、モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、経営情報の集計・分析と結果公表に努める【R7～】



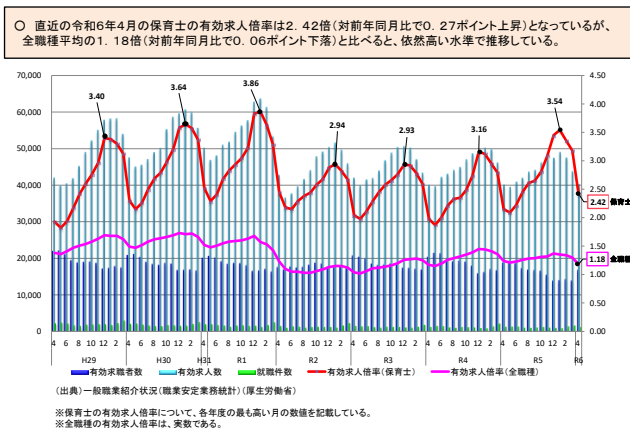
○処遇改善を通じた他職種と遜色ない処遇を実現する
【保育士等の平均給与の増加（令和8年度）】

3.(2) 保育人材の確保のための総合的な対策

現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和6年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

【働きやすい職場環境づくり】

○保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保
○巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実
○休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

【新規資格取得と就労の促進】

○指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7～】
○保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援
○地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】
○課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る
○保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

【離職者の再就職・職場復帰の促進】

○保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】
○再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）
○潜在保育士の段階的な職場復帰支援
○職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する

【保育人材の増加傾向の維持（令和8年度）】

【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和8年度）】

【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和8年度）】

3.(3) 保育の現場・職業の魅力発信

現状・課題等

- SNS上では、保育に関する誤った情報や保育士・保育の現場へのネガティブなイメージが生じ得る内容の情報も存在
- 正確な情報を発信することにより、保育士が進路選択にあたっての選択肢の一つとなること、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰、を後押しすることが必要



「ハローミライの保育士」トップページ



「ポスター」



「保育人材確保懇談会」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る

✓対応のポイント



- 保育の現場や保育士の仕事の魅力の発信
- 保育の魅力・イメージ向上
- 関係者の連携協働、訴求対象を踏まえた取組

【魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信】

- こども家庭庁のHPに「ハローミライの保育士」を開設
主に中高生や資格所有者を対象として、保育所等の実践事例集や実践動画などを掲載し、保育の魅力発信するとともに、中高生の保護者や進路指導担当者、地域の方など社会全体の保育士という職業への理解促進に取り組む

【多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会等）】

- 保育人材確保懇談会
保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る
- 保育雑誌編集者懇談会
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る
- 保育士・保育所支援センター全国連絡会
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、保育士・保育所支援センターの気運醸成や更なる取組強化を図る 等

【自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援】

- 「保育士・保育の現場の魅力発信事業」による自治体の取組の支援
- 調査研究による効果的な取組事例の共有等



- 保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、保育士を目指す学生を増やす
【保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加（令和8年度）】

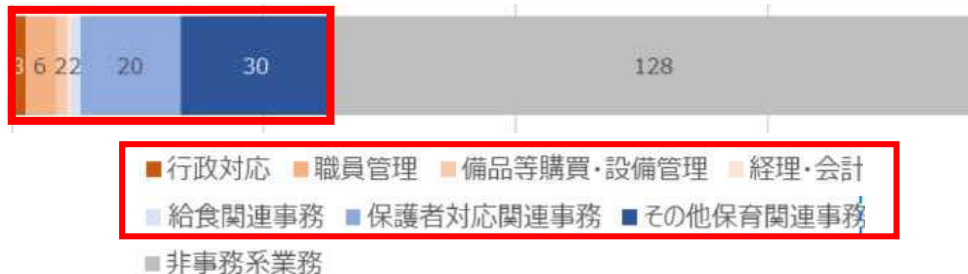
3.(4) 保育DXの推進による業務改善

現状・課題等

- 保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



- ✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

- 保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手続に係る負担が大きいという課題が存在

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

- 役所相談 ✓ 入所相談のために妊娠中や子連れの状態で役所を訪問しなければならなかったこと（341人/696人）
- 情報収集 ✓ 手続や保育施設に関する情報について、「情報が一元化されておらず情報収集が大変」、「訪問や電話をしないと情報を得られない」といった意見
- 施設見学予約 ✓ 保育施設見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）しかなかったこと（423人/696人）
- 入所申請 ✓ 入所申請書類を手書きで作成する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より抜粋

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

- 保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する **フェーズ1**

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

- 保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここdeサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

【保活ワンストップの実現】

- 保活に関する一連の手続（手続／施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡しするための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める **【R8稼働】** **フェーズ2**

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

- ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先端的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する **【R6補正】** **フェーズ1⇒2への移行を支える取組**

- 全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】



- 保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】

- 負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 第8回子ども・子育て支援等分科会が開催される(こども家庭庁)……………1
- ◆ こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントについて(こども家庭庁)……………3

◆第8回子ども・子育て支援等分科会が開催される(こども家庭庁)

令和6年12月19日、「第8回子ども・子育て支援等分科会」が開催されました。

「子ども・子育て支援等分科会」は、「こども家庭審議会」のもとに設置される分科会で、主に「子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議」とされています。令和4年度まで内閣府に置かれていた「子ども・子育て会議」の後継組織となります。

第8回子ども・子育て支援等分科会では、下記について、確認・協議が行われました。

1. 本分科会の検討事項に係る制度改正の方向性等について

- (1) 制度改正を予定している事項の方向性等について
- (2) 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について
- (3) こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会の状況について
- (4) 妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業の施行に向けた準備の状況について
- (5) 令和7年度予算編成過程で検討する主な事項について

2. 公定価格等について

- (1) 令和6年度人事院勧告に伴う国家公務員給与改定を踏まえた公定価格の人件費改定

について

(2) 公定価格における地域区分に関する対応について

(3) 処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲの一本化について

3. 次世代育成支援対策推進法に係る行動計画策定指針の策定等について

本会からは、村松幹子副会長（全国保育士会会長）が委員として参画しており、上記の内容を受け、事前に資料を提出したうえで、下記内容を発言しています。提出資料については、別添 PDF をご覧ください。

まず、「人口減少地域における保育の場の確保について」です。

人口減少について、資料に具体的な記載が既にありますますが、これについては自治体や保育所、認定こども園等に対して丁寧な説明が必要であると考えています。特に認可を受けた保育施設等としては、地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことが求められると思っております。

2つ目は、「職員配置について」です。

現在、個別に対応する必要性が増してきている保育現場においては、基準以上の職員配置が各施設の努力によって行われているということは、今回の経営実調の結果からも見えてきております。現状と乖離のないよう配置基準の改善を早々に実現していただきたいとの声は、大なるものがあります。

また、保育士、保育教諭のみならず、看護師、栄養士、調理員、事務員等の役割もますます大きくなっていますので、同様に、現状に鑑みた配置基準であるかどうか、早急に精査をお願いしたいと思います。

3つ目です。「こども誰でも通園制度」については内容が固まってまいりましたが、試行的事業の中で、既に地域での格差が生じているとの声もあります。今後、本格的な実施に際しましては、格差を生じることなく、基本的な基準とルールを自治体や制度の実施者に対して示すことが必要と考えております。

4つ目の「処遇改善加算の一本化」についても、混乱を来さぬように、分かりやすく丁寧な説明をお願いしたいと思います。

最後に、「働き方改革について」ですが、私は保育士として、子どもの側に立つてここでは発言をさせていただきます。保育所における 11 時間開所や土曜開所は、保護者の就

労が軸になったものとなっています。子どもの健全な育ちを実現していく役割を担っている私たちは、果たしてこれが、国がめざすこどもまんなか社会なのかと首をかしげております。保護者の働き方が変わらなければ、この問題は解決しません。少子化反転もここにあるのではないのでしょうか。

これは、子どもの育ちと家庭を支える立場の保育士の働き方と直結します。これから安定して保育施策に携わっていくには、保育士の人材確保・定着が鍵であることはいうまでもないと考えております。

詳細はこども家庭庁ホームページをご確認ください。

こども家庭庁ホーム>会議等>こども家庭審議会>子ども・子育て支援等分科会>第8回子ども・子育て支援等分科会

https://www.cfa.go.jp/councils/shingikai/kodomo_kosodate/443197f1



◆こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントについて(こども家庭庁)

現在こども家庭庁では、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準案について、下記リンクよりパブリックコメントの募集が行われています。来年度、地域子ども・子育て支援事業の一つとして実施されるにあたり定められるもので、令和7年1月上旬に公布予定、施行期日は同年4月1日とされています（経過措置あり）。

パブリックコメントについては、2025年1月4日23時59分まで受け付けられています。パブリックコメントの詳細については、下記ホームページからご確認ください。

●乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案に関する御意見の募集について

e-GOV トップ>案件一覧>乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案に関する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=141000107&Mode=0>





令和 6 年 12 月 19 日

第 8 回 こども家庭審議会 子ども・子育て支援等分科会 意見書

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育協議会

1. 人口減少地域における保育の場の確保について(資料 2)

- ・ 資料 2 の 2 ページ (1) 市町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保の具体的な取り組みとして、「地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小（略）を促進」との記載がありますが、これについては、自治体や保育所・認定こども園等に対して丁寧な説明が必要であると考えます。
- ・ 保育施設は、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するとともに、子どもの居場所を維持・確保する、地域に欠かせない社会資源です。
- ・ 特に人口減少地域の保育施設は、地域で唯一の子育て支援の拠点でもあり、その保育施設がなくなると、子どもが集まる場や子どもを預けて働く場がなくなり、地域そのものの維持が難しくなります。
- ・ 認可を受けた保育施設等として地方自治体が責任を持って維持することなど、保育の場の確保ができる施策の実現に可及的速やかに取り組むことが求められます。
- ・ 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について議論するにあたっては、保育現場の現状や意見を十分にお聞きください。
- ・ また、「過疎地域における保育機能確保・強化モデル事業」について、取り組みを希望する自治体に取り組むことができるよう、対象や要件など、柔軟な対応が必要です。

2. 保育に携わるすべての職員の配置や処遇改善について(資料 2)

(1) 保育に携わるすべての職員の配置基準について

- ・ 近年、子どもの発達においては個人の差が大きく、個別に対応する保育の必要性が増えています。配慮が必要な子ども、気になる子どもも増えています。子どもたちにきちんと向き合うため、基準以上の職員の配置については、各施設の努力により対応してきた現状があります。
- ・ そのような現状を鑑みて、1 歳児の配置基準の改善を早期に実現いただくとともに、応答的な関りが求められる 2 歳児の保育士の配置基準の改善も必要です。
- ・ また、資料 2 の 1 ページの保育提供体制の強化において、「人員配置の在り方の研究」を挙げていただいておりますが保育士・保育教諭はもちろん、看護師や栄養士、調理

員、事務員等の保育士以外の職員の配置基準についても、各施設の努力による職員配置や業務量の削減に限界があるなかで、配置基準が適当なのか、しっかり精査してください。

(2) 保育士が長きにわたってキャリアを積み上げ、専門性を高めるために

- ・ 保育士の平均勤務年数が年々伸びているなか、現在の処遇改善等加算Ⅰは11年で加算率が頭打ちとなります。経験が豊富で専門性の高い職員は、現場に必要不可欠な存在です。
- ・ 保育士のさらなる定着をめざして、加算のあり方を見直すとともに、福祉職俸給表における格付の見直しも含めた公定価格の基本単価の引き上げ等、さらなる処遇改善を進めてください。

(3) 主任保育士の役割について

- ・ 「こども誰でも通園制度」の試行的事業の前に実施されていた「保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」の中間評価集計結果では、担当職員の約63%が保育の経験年数が11年以上となっています。
- ・ 時間的な制約等のある「こども誰でも通園制度」を進めるにあたっても、経験や専門性のある主任保育士が果たす役割が重要であり、期待されることは明白です。
- ・ 主幹保育教諭の配置が公定価格上の配置基準に含まれている一方で、主任保育士の配置については、要件を満たした場合に加算により措置されるという、果たしている役割の重要性に比べて非常に不安定な状況です。
- ・ 主任保育士がその専門性を十分に発揮し、保育の質をさらに向上させるため、加算ではなく、公定価格上の配置基準に含み、専任必置化としてください。

(4) 施設長の資質向上のために

- ・ 保育者がやりがいを持って働き続けられるような風通しのよい職場をつくり、園をマネジメントする役割を担うのは施設長です。施設長がその責任を果たすために、減算措置ではなく必置化するとともに、必修研修や資格等の要件などを的確に定めることが必要だと考えます。

(5) 社会福祉施設職員退職手当共済制度について

- ・ 保育人材確保難が深刻化しているなか、子どもの健やかな育ちを保障するため、令和6年度末までに改めて結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、その公費助成を堅持・継続してください。

3. 「こども誰でも通園制度」が真に子どものためのものとなるために(資料 3)

(1) 本格実施に向けた委託料の見直しについて

- ・ 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会」においても多くの委員からご指摘があったように、質の高い保育の提供に向けた保育士の配置と安定した事業継続等に向けては、令和 6 年度実施の試行的事業の委託料の単価（子ども一人 1 時間あたり 850 円）では困難と言わざるを得ません。本格実施に向けて委託料の見直しを実施いただいているとのこと、是非実現してください。

(2) 0 歳 6 か月～2 歳のこどもたちの安心・安全と保育の質が保障されるために

- ・ 「こども誰でも通園制度」の試行的事業においては、これまで 0 歳から 2 歳の保育を経験していない事業者も対象施設として含まれています。
- ・ 0 歳から 2 歳というその後の育ちにとっても重要な時期には、乳児保育の専門性が欠かせません。そのため、専門性のある保育士が関わることを基本（有資格者の配置を基本として、特例措置を設ける）とするなど、本格実施に向けては、子どもたちの安心・安全と保育の質が保障されるような制度設計としてください。

(3) 令和 8 年度の全国実施に向けた検討について

- ・ 「こども誰でも通園制度」においては、今年度試行的事業が実施されていますが、現在でも各自治体により利用時間が大きく異なるなど、地域での格差が生じているとの声があります。全国で実施するにあたっては、自治体間であまりに大きな格差が生じることが望ましくないと考えます。
- ・ また、給食の提供等にあたっては、既存の設備の利用を含めた設備基準や調理員・栄養士等の配置など検討いただく必要があります。
- ・ 全国的な実施に向けては、各自治体というよりも国において、基本的な基準やルールを設定いただき、自治体や「こども誰でも通園制度」実施者に対して示していただくことが必要です。

4. 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの一本化について(資料 6)

- ・ 処遇改善加算Ⅰ～Ⅲの一本化については、令和 7 年度 4 月から開始が予定されていますが、混乱を来さぬよう、自治体、保育園・認定こども園等に対し、わかりやすく、丁寧な説明をお願いします。

5. 保育現場での DX の推進について(資料 2)

- 保育現場での DX の推進にあたっては、現実としてまだまだ ICT 化されていない自治体や施設があるとの声があります。
- 保育現場の DX を実現するにあたっては、実際に使用する自治体・施設において ICT が拡充されることがまず必要です。全国的に拡充が進むよう、自治体にさらなる働きかけをしてください。また、一律の運用を進めるにあたっては、各施設で必要な環境性整備等、具体的にお示しいただくことで取り組みやすくなると考えます。

6. 「こどもまんなか社会」を実現するための日本の働き方改革(資料 2)

- 安心して子どもを産み育てる環境を整えるとともに、家族で過ごす時間を大事にしながら子育てができる社会とし、保護者の働き方も「こどもまんなか」にすることが、少子化反転につながると考えます。そのためには日本の長時間労働を是正する施策をすすめることが必要です。
- 保育所等においても 11 時間開所や土曜開所が求められ、保護者の就労の関係で、開所時間のすべてを園で過ごす子どもたちがいます。それは、国がめざす「こどもまんなか」の社会なのでしょうか。
- 働き方改革は早急に行うべき課題です。日本の長時間労働を是正する施策を進めるとともに、子どもたちの育ちとその家庭を支える側である保育士の働き方を改善するためにも、11 時間開所が求められる保育所等の開所時間のあり方等についても検討してください。このことは保育士の人材確保・定着に直結する問題でもあると考えます。

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

－今号の目次－

- ◆ 令和7年度保育関係予算案が公表される(こども家庭庁)……………1
 - ◆ こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントを提出 ……5
 - ◆ 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第4回)」が開催される(こども家庭庁)……………6
 - ◆ 「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」が公表される(こども家庭庁)……………8
-

◆令和7年度保育関係予算案が公表される(こども家庭庁)

令和6年12月27日、令和7年度予算案が閣議決定されました。令和7年度のこども家庭庁予算案は、「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策の強化を本格的に実行し、こどもや若者、またそれをサポートする方々のために、質の高い施策に取り組むとしています。予算の総額は、子ども・子育て支援特別会計の設置に伴い育児休業等給付関係の歳出が移管されることに伴う増を除いた実質ベースで、前年度比1.1兆円増(+17.8%)となる約7.3兆円となっています。

保育関係予算案については、令和6年度補正予算2,125億円に加え、令和7年度は2兆4,512億円となっています。概要については、次頁のとおりです（赤枠は全保協事務局加筆）。

令和7年度 保育関係予算案の概要

(令和7年度予算案・令和6年度補正予算)
2兆4,512億円 + 2,125億円

(前年度予算額)
(2兆2,960億円)

《保育関係予算案の主な内容》※点線内は令和6年度補正予算において計上

1 「こども未来戦略」に基づく対応

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。
- 保育所等における1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を進める。

2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等

① 保育の提供体制の確保

- 受け皿の整備＜一部補正予算＞
過疎地域の市町村における保育機能確保のための統廃合・多機能化、こども誰でも通園制度に係る整備費の国庫補助率を嵩上げする(1/2→2/3)。
また、待機児童対策のための整備費について、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。

- 過疎地域における保育機能確保・強化
過疎地域の保育機能の確保・強化を図るため、地域における子育て拠点として、地域の人々も交えた様々な取組を実施するための経費を支援し、多機能化を図るためのモデルを構築する。

② こども誰でも通園制度の創設【一部再掲】

- こども誰でも通園制度を制度化し、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業で実施する。
- 利用者の利用予約、事業者の請求事務等を容易に行うことができるこども誰でも通園制度総合支援システムの運用保守経費や機能改修経費を計上し、適切なシステム運用を図る。＜一部補正予算＞
- こども誰でも通園制度実施施設におけるICT化を推進するため、空き枠の登録等を行うためのICT機器及びインターネット環境の整備、入室管理を行うためのタブレット型端末の導入、キャッシュレス決済に係る機器の導入費用の一部を補助する。
- 広域的保育所等利用事業について、保育所等への送迎に支障が出ない範囲でこども誰でも通園制度実施施設への児童の送迎を可能とする。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

2 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等（続き）

③ 保育人材の確保及び保育の質の向上等

- 指定保育士養成施設への修学の促進及び保育所等への就職率の向上を図るため、指定保育士養成施設に通う学生への修学資金貸付について、学費の貸付を受けていない学生を対象に、「就職準備金」のみの貸付けを行うことを可能とする。＜一部補正予算＞
- また、保育士・保育所支援センターの機能強化を図るとともに、保育士等の職場環境の改善のため、都道府県が実施する保育事業者に対する巡回支援について補助基準額の拡充を図るほか、保育事業者への保育所等における保護者等の対外的な対応を援助する者による巡回についても支援の対象とする。
- 保育補助者雇上強化事業について、経験年数に応じた補助基準額に見直す。
- 保育士宿舍借り上げ支援事業について、補助基準上限額の見直し等を行う。
- 保育士養成施設に対する就職等促進支援事業について、中高生段階から就職時期に渡る、保育士としてのキャリア選択を後押しする組織的な取り組みを積極的に行う指定保育士養成施設を支援するため、取組内容の明確化及び補助単価の見直しを行う。
- 保育所等における保育の内容の質の確保・向上を推進するため、保育士等に対する研修を実施・支援するとともに、地域における保育の質の向上の体制整備等に関する調査研究を実施する。

3 保育DXの推進等

① 保育DXの推進

保育現場や自治体職員、保護者の負担を軽減し、こどもと向き合う時間の確保や保育の質の向上に関わる業務に注力できる環境を実現するため、『ⅰ 保育所等の更なるICT環境整備』、『ⅱ 給付・監査等の保育業務ワンスオンリーに向けた「施設管理プラットフォーム」及び保活ワンストップに向けた「保活情報連携基盤」の整備』、『ⅲ 先進的な保育ICTのショーケース化や人材育成・普及啓発のモデルとなる「保育ICTラボ」への支援』などを行う。

② 保育所等におけるこどもの安全対策の推進

睡眠中の事故防止対策に必要な機器（午睡センサー）、こどもの見守りに必要な機器（AI 見守りカメラ）や性被害防止のための設備支援など、こどもの安全対策に資する設備等の導入支援を行う。＜一部補正予算＞

4 多様な保育の充実

- 保育所等における医療的ケア児の支援について、「こども未来戦略」を踏まえ、効果的・効率的な巡回による看護師配置等を進めるとともに、医療的ケア児が園外活動を行う際の移動経費を新たに支援する。
また、補助率嵩上げ要件の見直しを行う。（医療的ケア児の受入れ体制拡充のため、新たな保育所等において、医療的ケア児の受入れを開始する自治体については、補助率を嵩上げ。）

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

5 認可外保育施設の質の確保・向上

- 認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止等に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識・技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- また、指導監督基準を満たさない施設に対し、引き続き、基準を満たすために必要な施設の改修や移転及び保育士の資格取得に対する支援を行うことで、認可外保育施設の質の向上及び安全確保を図る。

6 子ども・子育て支援制度の推進

- すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。また、保育士の処遇改善、幼児教育・保育の無償化、企業主導型の事業所内保育への支援等を引き続き実施する。

① 子どものための教育・保育給付等

- 保育所等における1歳児の職員配置について6対1から5対1への改善を進める。【再掲】
- 保育士等の処遇改善について、令和6年人事院勧告を踏まえた対応を実施。また、処遇改善等加算の一本化等を行う。【一部再掲】
- その他、公定価格の改善を図る。

【主な内容】

- ◇ 公定価格算定上の定員区分について、定員が小さい区分の細分化を行う。
- ◇ 定員超過減算について待機児童対策のために5年に延長していた期間を2年に見直す。
- ◇ 主任保育士専任加算等の要件として、災害時における地域支援の取組を追加する。

② 地域子ども・子育て支援事業

- 一時預かり事業について、一般型について補助基準額の見直しを行うとともに、幼稚園型Ⅰについて職員配置基準の改善等を踏まえた単価の引上げを行う。
- 延長保育事業について、事業を実施する職員の配置基準について、認可保育所の通常の保育時間における配置基準と同様となるよう引き上げるとともに、平均対象児童数が21人以上の施設における補助の拡充を行う。
- 病児保育事業について、種類の異なる感染症に罹患した児童を複数預かる場合において、保育士等の加配を行う。

《保育関係予算案の主な内容（続き）》

③ 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

- 仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。
- 企業主導型保育事業について、次の拡充等を行う。

【主な内容】

- ◇ 認可保育所等における改正を踏まえた改善
・ 職員の配置の充実（3歳児および4・5歳児）、延長保育加算・病児保育加算・医療的ケア児保育支援加算の改正
- ◇ 令和6年人事院勧告を踏まえた処遇改善
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、発行枚数の管理等、適切な執行管理の継続や持続可能な制度運用の在り方の検討を進めつつ、多様な働き方をしている労働者におけるベビーシッター派遣サービスの利用を支援する。

7 その他

- 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について、保育所等に対する公費助成を一旦継続しつつ、公費助成の在り方について、他の経営主体とのイコールフットingの観点及び子ども・子育て支援加速化プランに基づく保育人材確保の状況等を踏まえて、更に検討を加え、令和8年度までに改めて結論を得る。
- 「待機児童解消に向けて緊急に対応する取組」により実施する財政支援など、待機児童対策として設けられた補助率・補助単価の嵩上げや補助要件の設定について見直しを実施。

また、参考資料において、より詳細な内容が示されており、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の補助単価等についても掲載されています。

「新子育て安心プラン」後の保育提供体制の確保等

① 保育の提供体制の確保

(1) 就学前教育・保育施設整備交付金【拡充・見直し】

- 就学前教育・保育施設整備交付金について、これまでの対象事業に加え、乳幼児通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業整備事業が示された。補助割合について

は下記のとおり。

【乳幼児通園支援事業実施事業整備事業を除く事業】

(私立) 国 2/3、市町村 1/12、設置主体 1/4

(公立) 国 2/3、設置者（市区町村） 1/3

【乳幼児通園支援事業実施事業整備事業】

(私立) 国 2/3、市町村 1/12、設置主体 1/4

(公立) 国 2/3、設置者（市区町村） 1/3

➤ 以下に該当する場合は、補助率の嵩上げ（1/2⇒2/3）を実施。

- ・待機児童対策
- ・人口減少対策：過疎市町村のうち、保育ニーズの減少が見込まれる市区町村

②こども誰でも通園制度の創設

(1) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

➤ 補助単価については、年齢ごとの補助単価を設定（0歳児 1,300 円、1歳児 1,100 円、2歳児 900 円）

※こどもの年齢に応じた単価については、年度当初の年齢に応じた単価とする。

※自治体の人口規模ごとで 5 段階の補助総額上限を設定。

➤ 利用可能時間（補助基準上の上限）：10 時間／月

➤ 人員配置基準：一時預かり事業と同様（年齢・人数に応じた配置とし、うち保育士 2 分の 1 以上）

➤ 補助割合 国 3/4、市町村 1/4

(2) こども誰でも通園制度総合支援システム【新規】（一部令和 6 年度補正予算）

➤ 令和 7 年度より総合システムが稼働（今後必要な改修も実施予定）

➤ コールセンターの設置

詳細は、こども家庭庁ホームページよりご覧ください。

【令和 7 年度予算案】

こども家庭庁＞ホーム＞保育＞保育対策関係予算の概要

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/yosan/>



◆こども誰でも通園制度の設備及び運営の基準に係るパブリックコメントを提出

全保協ニュース No.24・31（令和6年12月25日発信）でお伝えしていた、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の設備及び運営に関する基準案のパブリックコメントに対し、全保協より子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、下記意見を提出しました。

令和6年12月27日

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」に関する意見

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全 国 保 育 協 議 会
会 長 奥村 尚三

保育三団体協議会への説明の実施や意見交換などの機会を設けていただき、心より感謝申し上げます。

「乳児等通園支援事業」は、子どもを中心に考え、子どもの成長の観点から、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備することが主旨であるはずで、上記を踏まえ、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」について、下記の意見を提出します。

◆ 職員の基準

「一般型乳児等通園支援事業所」の職員の基準について、「半数以上は保育士とする」とされています。しかし、「乳児等通園支援事業」は、0, 1, 2歳の子どもの対象であり、毎日通園する子どもたちではないことを踏まえ、専門性のある保育士が関わることを基本としてください（有資格者の配置を基本として、特例措置を設ける等）。

◆ 食事

食事について、「当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない」とされています。0, 1, 2歳の子どもの対象とすることから、安全性を担保するために、特に「一般型乳児等通園支援事業所」の場合は、食品の管理等について、厳密な基準とすることが必要と考えます。

◆ 管理者

「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準案」においては、管理者の配置についての定めはありません。一方手引き（素案）では「管理者の責務」についての記載がありますが、特に「一般型乳児等通園支援事業所」においては、管理者の配置について定める必要があります。

子どもを中心に考えた質の高い保育を提供するためには、人材の確保を含め、安定的な運営が必要です。補助基準額の増額についてもご検討をお願いします。

今後も、子どもの最善の利益を保障し、質の高い保育を提供し続けるため、保育団体との意見交換の場を引き続き設けていただきますようお願いいたします。

以上

◆「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第4回)」が開催される(こども家庭庁)

令和6年12月26日、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第4回)」が開催され、本会 伊藤 唯道 副会会長が出席しました。

「こども誰でも通園制度」は、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化され、実施自治体の増加を図ったうえで、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体で「こども誰でも通園制度」を実施することとされています。

今回の検討会では、これまでの等内容の「取りまとめ(案)」や「こども誰でも通園制度実施に関する手引き(素案)」について議論がされました。伊藤唯道副会長からは下記内容の発言をしています。

➤ まず、利用時間10時間の件に関して、議論の中では少ないという声もあった。私自身も一時預かりをしていて、今回、誰通を試行で実施したが、はじめ、私自身も10時間は少ないと思っていた。

実際、私の園で1歳の子が1日2時間毎週来るという子がいるが、2時間でも、その子は本当に楽しそうに来て、友達と関わり、友達とけんかもし、帰るときには保護者の方に、園には絵本がたくさんあるため、「この子、今日はこういう絵本に興味ありましたよ」と伝え、と、「じゃあ家でもこういうのを買ってみますね」という形で関わりがある。こういう年齢の子にとってはそうした短時間の関わりでもいいのかなというのが、私自身の今の率直な考え。

確かに保護者にとって、保護者が何かしたいときには1日2時間では無理だが、「そういうときは一時預かりをお使いください」という形で勧めている。私自身もそうだったが、こどもにとって正しい時間とは何なのかということを、今後、議論して

いただきたいと思います。幼児では、これが正しい時間かどうか分からないが、教育標準時間4時間というのがある。そういった意味で、どういう時間がこどもの育ち、学びにとって適切な時間なのかということを、今後も検討していただきたいと思います。

- 人員配置について、これは何度も言っていますが、どこかで、「保育士が担うことをベースに」ということを入れてもらいたい。手引でも、「計画を立てる」など専門的なことが入ってきているため、なおさら「保育士をベースに」ということが入れていただきたいと思います。
- また、令和8年度以降の本格実施について、小さな自治体などで民間事業者には体力がないと、そういう事業を実施できないかもしれないところもあるとの声をきいた。「自治体が直接責任を持って事業を運営していくのかどうなのか、かなり気がかりな点もある」と心配されていた。さらに、利用時間が本格実施で定まった後も、自治体で2年間は猶予期間ということで、ある程度の時間運用は可能だということだが、「確保できない自治体にとってはそこがどうなっていくのか心配だ」という声も挙がっている。
- 手引については、最初思っていたよりもかなり詳しく記入していただいたと思っている。しかし、先ほど「これから検討する」という話があったが、初めて参入する事業者もいるため、安全に関しては、具体的に何をすべきで、何をしてはいけないのか、そこはもっとはつきり書いてもいいと個人的には思っている。
- 個別計画に関しては、例えば、「1回来ただけで、次、来るのか来ないのか分からない」というときに、「どうしていくのか」という声が上がっている。例えば、定期利用する方とか複数回利用する方に関しては、きちんと計画を組み立てていくとか、そういう書きぶりでもよいのではないかと個人的には考える。
- 最後に、運営に関する基準が出ているが、しっかりしたもので安心した面もあるが、これから認可の申請をしていくときに、かなり膨大になることを懸念している。現在、保育所や認定こども園などで0、1、2歳児を受け入れているところに関しては、みなし認可など、そういったことを考えていただきたいと思います。

詳細については、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

ホーム>会議等>こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会>こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会（第4回）

<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuuen/cd3e0064>



◆「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」が公表される(こども家庭庁)

上記の「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会(第4回)」を踏まえ、「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」(令和6年12月26日付)が公表されました(下記参照)。

取りまとめでは、検討会での意見もふまえ、令和7年度の制度のあり方について整理するとともに、令和8年度からの本格実施に向け今後さらに整理していくことをまとめています。

こどもみんなが
こども家庭庁

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ(案)概要

第1 こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討の背景

- 全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして「こども誰でも通園制度」を創設
- 令和7年度の制度の在り方、令和8年度からの本格実施に向けた検討の方向性について、検討会で議論し、取りまとめ

第2 令和7年度の制度の在り方について

- ①令和7年度の利用可能時間
 - ・制度の本格実施を見据えて、都市部を含め全国で提供できる体制を確保できるようにすること、保育人材確保の状況等を踏まえ、月10時間。
- ②対象施設及び認可手続
 - ・多様な主体の参画を認める観点から、対象施設自体は限定しない。認可基準を満たしており、適切に事業を実施できる施設であれば認める。
- ③対象となる子ども
 - ・伴走型相談支援等が実施されていることや、安全配慮上の懸念にも鑑み、保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満とする。
- ④利用方式
 - ・こども・保護者のニーズは様々であること等を踏まえ、利用方式については法令上の規定を設けない。
- ⑤実施方式
 - ・一般型、余裕活用型を法令上位置付けた上で、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについては運用上認める。
- ⑥人員配置基準
 - ・「こどもの安全」が確保されることを前提に、一時預かり事業と同様の人員配置基準とする。
- ⑦設備基準
 - ・試行的事業の実施状況等を踏まえ、一時預かり事業と同様の設備運営基準とする。
- ⑧安定的な運営の確保
 - ・年齢に応じた補助単価、障害児、医療的ケア児、要支援児童に係る加算を設けつつ、しっかりと運営できるものとなるよう設定。
- ⑨その他の事項(手引、総合支援システム)
 - ・実施に当たっての手引について、自治体や検討会の構成員等の関係者の意見を聴いてとりまとめ、年度末までに示す。
 - ・予約管理・データ管理・請求書発行機能を有するシステムについて、令和7年度から運用開始を予定。運用開始後も運用状況や関係者の意見等を踏まえ、必要な改修を行っていく。

第3 令和8年度の本格実施に向けて

- ①令和8年度以降の利用可能時間
 - ・令和7年度における制度の実施状況、全国的な提供体制の確保状況、保育人材の確保状況等を踏まえ、引き続き検討。
- ②給付化に伴う公定価格の設定
 - ・令和8年度からの給付化に伴い、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう公定価格を設定する必要。
- ③こども誰でも通園制度の従事者に対する研修
 - ・安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修を開発するべきであり、その内容や実施方法について、引き続き検討。
- ④市町村による提供体制の整備と広域利用の関係
 - ・市町村は子ども・子育て支援事業計画に量の見込みを記載した上で、提供体制を確保。広域利用の在り方も含めて整理が必要。
- ⑤令和8年度の全国実施に向けた市町村や事業者の準備等
 - ・全ての市町村が量・質両面から提供体制を確保等できるよう、こども家庭庁・都道府県による支援が必要。

第4 おわりに

- 令和8年度の本格実施に向けて、引き続き、学識経験者、保育所・認定こども園・幼稚園などの関係事業者、地方公共団体と意見交換や議論を重ねながら検討していくべきである。

詳細については、こども家庭庁ホームページから「こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ」をご覧ください。

ホーム>会議等>こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会

<https://www.cfa.go.jp/councils/newkyuufudaredemotsuen>



令和 7 年 2 月 4 日

会員施設長各位

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
保 育 部 会 長 森 田 信 司
〈 公 印 略 〉

令和 6 年度 新任職員研修会の開催について

本会の運営につきまして、日頃より格別のご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、標記研修会を、下記のとおり開催いたしますので、新任職員等のご参加につきまして、ご配慮いただきますようよろしくお願い申し上げます。

なお、3 日程同じ内容で実施いたしますので、第 1 希望日と第 2 希望日を選択してください。後日、メールにて受講決定通知をお送りいたします。

記

1. 開催日時および会場

開催日時	会 場
令和 7 年 3 月 24 日（月）9 時 30 分～16 時	大阪府社会福祉会館 5 階 501 会議室
令和 7 年 3 月 25 日（火）9 時 30 分～16 時	たかつガーデン 8 階 たかつ
令和 7 年 3 月 26 日（水）9 時 30 分～16 時	大阪府社会福祉会館 5 階 501 会議室

※お一人が複数回参加することはできません。

※3 日程とも 9 時 0 0 分より受付開始します。

2. 対 象 会員施設に勤務を予定している令和 7 年 4 月採用の新任職員または、
令和 6 年度中に採用された新任職員で受講を希望する職員

3. 定 員 各日程 1 5 0 名 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

4. 参加費 1 人 5, 0 0 0 円（資料代・昼食代を含みます）
※当日、現金にて参加費を申し受けます。

5. 申 込 申込みフォームより、令和 7 年 2 月 28 日（金）までにお申し込みください。

6. 研修プログラム予定（全日程共通）

時 間	内 容
9 時 30 分～	挨拶・オリエンテーション
9 時 40 分～ 12 時 00 分	【研修①】「保育者に求められるマナーの実践」 講師：増田 知乃 氏 (有限会社レイズ取締役・人材育成コンサルタント)
12 時 00 分～	昼食休憩
13 時 00 分～ 14 時 30 分	【研修②】「専門職としての保育者に向けて」 講師：須河内 貢 氏 (大阪人間科学大学 人間科学部 学部長・教授)
14 時 30 分～	休 憩

時 間	内 容
14 時 40 分～ 16 時 00 分	【研修③】「いま、保育と関わりながら働くということ」 講師：大阪府保育士会 「保育部会・保育士会の取り組みについて」 大阪府社会福祉協議会 保育部会事務局

7. 事務局 施設福祉部 保育部会事務局（澤・鮫島・中野）

TEL. 06-6762-9001 FAX. 06-6768-2426

8. 会場アクセス（必ず公共交通機関をご利用ください）

大阪府社会福祉会館【3/24（月）・3/26（水）】



たかつガーデン【3/25（火）】



大社福施発第 708 号
令和 7 年 1 月 23 日

保育部会会員施設 各位

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
保 育 部 会 長 森 田 信 司
＜ 公 印 略 ＞

保育部会・労務管理セミナー
**「押さえておきたい！2025 年 4 月改正・育児介護休業法のポイントと
保育現場に求められる対応とは」の開催について**

日頃より、本会事業の運営につきまして、格別のご協力をいただきありがとうございます。

さて、2025 年 4 月より「育児介護休業法」が改正され、新たに仕事と育児・介護を両立できるようにするための制度などが拡充されます。今回のセミナーでは、3 月の理事会で諮るべき規程の変更のポイントや、保育現場に求められる対応、その他保育施設で受けられる助成金について解説いたします。

ご多忙のこととは存じますが、是非ご参加いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 **令和 7 年 2 月 2 6 日（水）午後 2 時～午後 4 時**
2. 会 場 **たかつガーデン 地下 2 階 アジサイ**
 (〒543-0021 大阪市天王寺区東高津 7-11)
3. 講 師 樋口ともよ社会保険労務士事務所
 社会保険労務士・特定社会保険労務士
 樋口 智代 氏
4. 定 員 9 0 名（定員になり次第、締め切らせていただきます）
5. 対 象 理事長・施設長・事務長
6. 申込方法 **申込フォームからお手続きください。令和 7 年 2 月 18 日（火）
まで**とさせていただきます。
7. 参加費 **2, 0 0 0 円**
 ※順次、メールにて請求書を送付いたしますので、支払期限までにお振
 込みください。

研修会場のご案内

【会場】大阪府教育会館 たかつガーデン B2F アジサイ
(〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町 7-11)



- ① 近鉄線/大阪上本町駅(地上ホーム)より200m
 - ② 近鉄線/大阪上本町駅(地下ホーム)(近鉄①番出口)より200m
OsakaMetro 谷町線・千日前線/谷町九丁目駅(近鉄①番出口)より500m
 - ③ 車の場合/
阪神高速道頓堀出口より5分
たかつガーデンの正面に
提携駐車場有り